

児童・障害者相談センター
児童相談センター

業 務 概 要

2021 年度版
(2020 年度実績)

○児童福祉法抜粋

（児童の権利）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（保護者、地方公共団体の責任）

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、（中略）

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、（中略）

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 （略）

○障害者基本法抜粋

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会※の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

は じ め に

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の2020年度事業実績をまとめました。

2020年度に児童相談センターが対応した相談件数は19,127件でした。そのうち児童虐待相談は、2009年度以降10年連続で過去最多件数を更新しておりましたが、2020年度は前年度より僅かに減少し、6,019件（前年度比99.6%）となりました。

全国的には痛ましい児童虐待事件が相次いで発生し、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。2019年6月には児童福祉法等が改正され、体罰の禁止等をはじめとした子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携の強化等が示されました。

愛知県におきましても、子どもの安心・安全な生活を守るため、児童相談センターの専門職員の増員、研修の充実などの体制強化を進めるとともに、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、被虐待児童の自立支援に取り組んでまいります。

2020年度に障害者更生相談所が対応した相談件数は、身体障害者相談が31,196件で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の社会情勢に即した取組を実施したことに伴い昨年度より減少しております。知的障害者相談は4,628件で昨年度より微増でした。

愛知県では、本年3月「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を策定いたしました。このプランでは、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策の基本的な方向や、地域において適切な福祉サービスを提供するための体制整備の取組等が示されております。

障害者更生相談所では、手帳の交付や更生医療・補装具の要否判定の実施等を通して、障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように一層支援してまいります。

これからも、関係機関の方々との連携・協力の下、児童福祉法・障害者基本法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、職員一同日々力を注いでまいりたいと考えております。

2022年 1月

中央児童・障害者相談センター長	前 田 清
海部児童・障害者相談センター長	荒木 聖弘
知多児童・障害者相談センター長	近 藤 雅明
西三河児童・障害者相談センター長	古 田 学
豊田加茂児童・障害者相談センター長	武 田 靖志
新城設楽児童・障害者相談センター長	菰 田 近男
東三河児童・障害者相談センター長	小 木 曾 尚登
一宮児童相談センター長	杉 本 一正
春日井児童相談センター長	中 村 卓美
刈谷児童相談センター長	鈴 木 勉

目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

- 1 沿 革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 所在地と管轄区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 機構と職員配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

- 1 概 要
 - (1) 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 業務系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 相談の種類と主な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 児童相談業務の状況
 - (1) 相談業務
 - ア 相談受付の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - イ 相談受付の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ウ 相談対応の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - エ 延べ件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - オ 児童虐待相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 家庭支援電話相談業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 一時保護業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (4) 里親関連業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (5) 児童虐待防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 資 料
 - 福祉行政報告例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3 障害者相談部門の業務

- 1 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 障害者相談業務の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4 資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革

1948 年 4 月 1 日	中央児童相談所開設
1948 年 6 月 30 日	一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
1953 年 11 月 1 日	身体障害者更生相談所開設
1956 年 11 月 1 日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
1960 年 7 月 1 日	精神薄弱者更生相談所開設
1972 年 4 月 1 日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
1973 年 4 月 1 日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
1975 年 4 月 1 日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
1977 年 5 月 1 日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
1981 年 4 月 1 日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
1989 年 4 月 1 日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
1993 年 9 月 1 日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
1999 年 4 月 1 日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
2002 年 4 月 1 日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
2008 年 4 月 1 日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
2015 年 4 月 1 日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

2 所在地と管轄区域

(1) 所在地

相談センター名	設 置 場 所	面積(k㎡)	人 口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL052-961-7250 〒460-0001	272	649,778	110,397
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL0567-25-8118 〒496-0047	208	325,973	49,773
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL0569-22-3939 〒475-0902	392	623,351	103,193
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL0564-27-2779 〒444-0860	605	596,263	101,340
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市元城町2-68 TEL0565-33-2211 〒471-0024	951	484,200	79,277
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市中野6-1 TEL0536-23-7366 〒441-1326	1,052	51,556	6,591
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL0532-54-6465 〒440-0806	671	692,013	110,020
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL0586-45-1558 〒491-0917	334	789,058	123,816
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL0568-88-7501 〒480-0304	156	453,366	71,494
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL0566-22-7111 〒448-0851	203	534,915	91,189
計		4,844	5,200,473	847,090

(注) ・「面積」は、2021年1月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)
 ・「人口」は、2021年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)
 ・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。

(2) 管轄区域

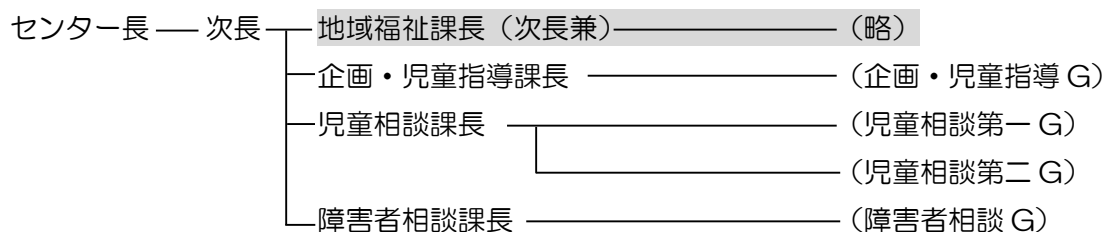
2021年4月1日現在

相談センター名	児 童 相 談 業 務	障 害 者 相 談 業 務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

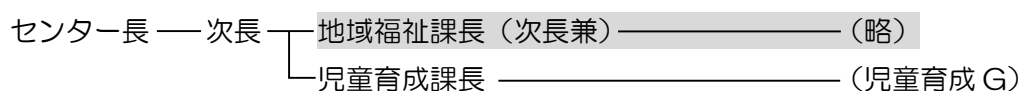
3 機構と職員配置状況 (2021 年 4 月 1 日現在)

(1) 機 構

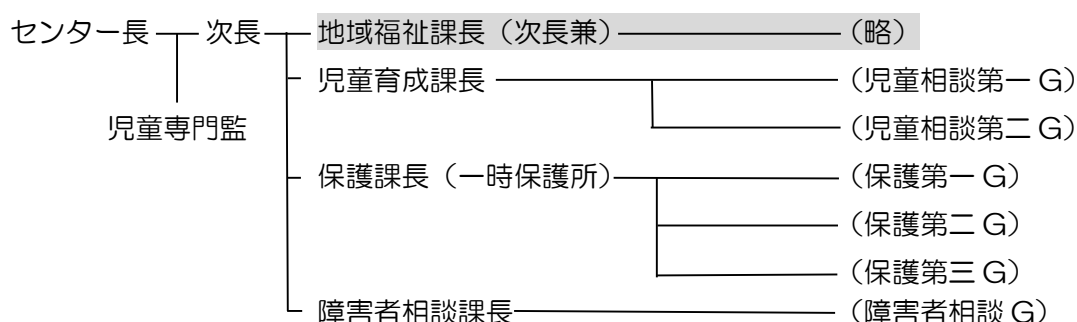
○尾張福祉相談センター（中央児童・障害者相談センター）



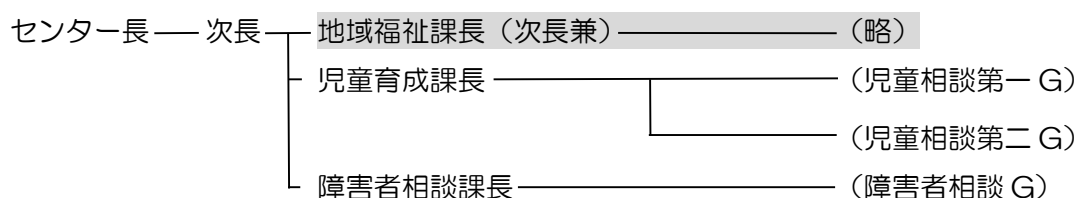
○海部、知多、豊田加茂、新城設楽福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



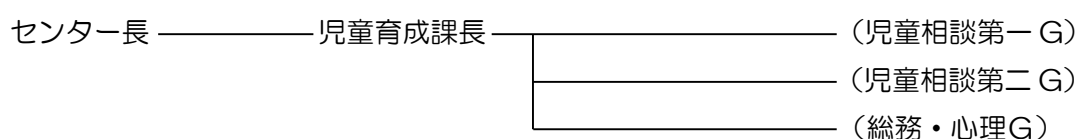
○西三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



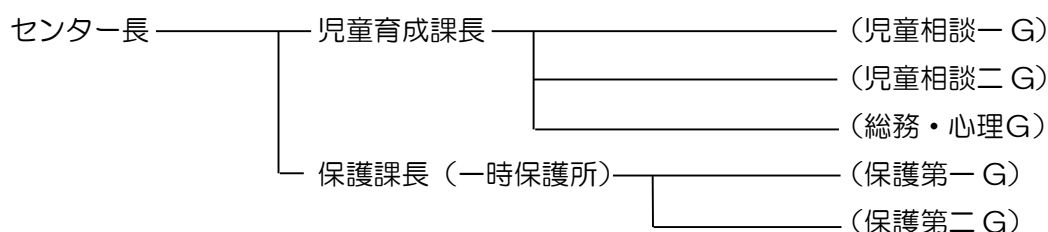
○東三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



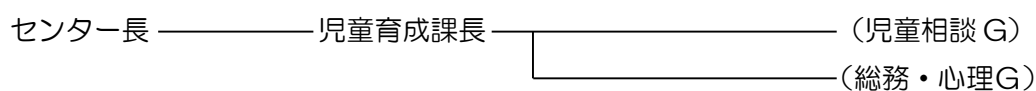
○一宮児童相談センター



○春日井児童相談センター



○刈谷児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (2021 年 4 月 1 日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中 央	1	1 (2)	4	21	12	1		(6)	1	3	1	2 (5)	47 (13)
海 部	1	(1)	2	10	6	1		(1)		1			21 (2)
知 多	1	(1)	4	17	10	1		(1)		1			34 (2)
西三河	1	1 (2)	4	18	11	1	35 (9)	(4)	1	1 (1)	1	1	75 (16)
豊 田 茂	1	(1)	3	16	9	1		(1)		1			31 (2)
新 城 楽	1	(1)	1	2	1	1				1			7 (1)
東三河	1	(1)	4	19	11	1		(1)	1	1	1	(1)	39 (3)
一 宮	1	(2)	5	23	13	1		2 (2)					45 (4)
春日井	1		4	18	10	1	23 (4)	2 (5)					59 (9)
刈 谷	1	(2)	3	16	9	1		3 (1)					33 (3)
計	10	2 (13)	34	160	92	10	58 (13)	7 (22)	3	9 (1)	3	3 (6)	391 (55)

※()は非常勤職員等(別掲)

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

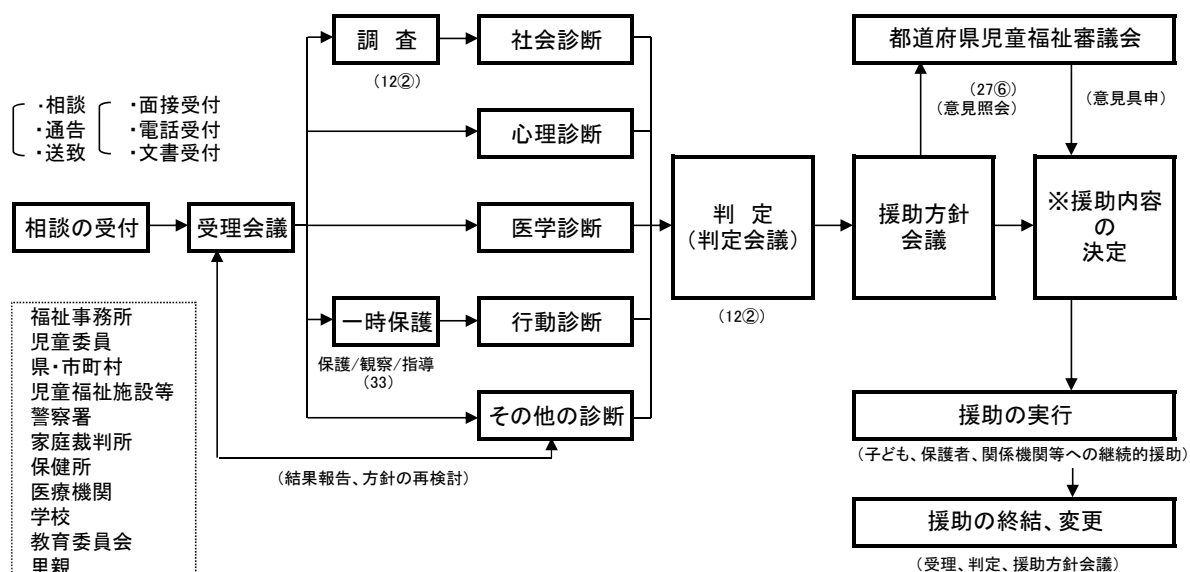
1 概 要

(1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- 7 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- 8 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 9 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



※援助内容

- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
- 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
 - 指定発達支援医療機関委託 (27②)
- 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
- 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
- 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
 - 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
 - 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
- 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
- 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
 - ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - エ 後見人選任の請求 (33の8)
 - オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 （ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。 （受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2 児童相談業務の状況

(1) 相談業務

ア 相談受付の状況

○ 経路別受付状況

2020年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は19,196件で、2019年度の19,629件から－433件（－2.2%）の減少となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、6,816件となっています。次に警察からが5,608件、家族・親戚からが3,690件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	173	2	107	4,124	3	23	323	15	136	12	0	3,022	5
女	157	4	85	2,146	1	21	175	9	111	9	2	2,586	0
計	330	6	192	6,270	4	44	498	24	247	21	2	5,608	5
構成比	1.7%	0.0%	1.0%	32.7%	0.0%	0.2%	2.6%	0.1%	1.3%	0.1%	0.0%	29.2%	0.0%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	9	104	9	131	2	12	2	2,228	741	88	43	11,314
女	5	103	8	173	7	14	1	1,462	641	88	74	7,882
計	14	207	17	304	9	26	3	3,690	1,382	176	117	19,196
構成比	0.1%	1.1%	0.1%	1.6%	0.0%	0.1%	0.0%	19.2%	7.2%	0.9%	0.6%	100.0%

イ 相談受付の種別

○ 相談種類別児童受付状況

2020年度の「相談受付件数」19,196件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	381	419	1	1	0	0	2	1	0	0	0
1歳	422	235	0	4	1	0	5	80	0	0	0
2歳	381	285	0	4	0	0	12	205	3	0	0
3歳	415	254	0	4	0	0	14	719	44	0	0
4歳	345	228	0	8	0	0	9	289	28	0	0
5歳	385	194	0	9	0	0	41	670	48	0	0
6歳	370	188	0	3	0	1	10	333	39	0	0
7歳	362	226	0	9	1	2	35	583	45	0	3
8歳	326	181	0	6	0	0	12	244	36	1	5
9歳	354	186	0	5	0	0	2	170	23	5	10
10歳	326	231	1	5	1	3	22	421	28	1	5
11歳	345	188	0	3	0	0	17	289	33	7	15
12歳	334	233	1	5	0	0	10	276	25	17	21
13歳	324	259	1	4	0	1	19	445	31	14	72
14歳	310	277	1	0	0	1	11	381	27	22	29
15歳	267	239	1	7	1	3	17	300	4	17	6
16歳	202	276	0	1	0	1	15	394	4	21	0
17歳	177	208	0	1	0	0	13	405	1	9	0
18歳以上	34	49	13	0	0	0	7	17	0	0	0
計	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166

	育 成 相 談				その他の相談	計	(再 掲)		
	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	被害相談 児童買春等
0歳	0	0	0	18	12	835	465	0	0
1歳	0	0	0	23	1	771	491	0	0
2歳	1	0	0	39	4	934	453	0	0
3歳	4	0	6	80	0	1,540	503	0	0
4歳	5	0	11	61	1	985	420	0	0
5歳	13	0	26	53	4	1,443	455	0	0
6歳	33	1	47	30	5	1,060	423	3	0
7歳	41	9	39	2	11	1,368	432	3	0
8歳	44	3	35	1	7	901	378	0	0
9歳	45	7	21	1	5	834	403	3	0
10歳	45	8	24	0	5	1,126	390	4	0
11歳	60	13	26	1	2	999	383	2	0
12歳	59	7	11	0	10	1,009	371	2	0
13歳	86	13	25	0	4	1,298	369	1	0
14歳	69	17	17	0	6	1,168	364	7	0
15歳	48	4	5	0	5	924	295	2	0
16歳	39	5	3	0	6	967	241	1	0
17歳	52	3	2	0	4	875	179	0	0
18歳以上	4	0	0	0	35	159	7	1	0
計	648	90	298	309	127	19,196	7,022	29	0

ウ 相談対応の状況

○ 相談種類別対応状況

2020年度の「相談対応件数」は19,127件で、前年度に比べ802件（－4％）の減少となっています。（下表のとおり）

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が6,983件で全体の36.5％を占めており、以下、「養護相談（虐待）」6,019件（31.5％）、「養護相談（虐待を除く）」4,352件（22.8％）、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,335件（7.0％）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が99.6％（6,045件→6,019件）と僅かに減少、その一方、「養護相談（虐待を除く）」が100.3％（4,338件→4,352件）と僅かに増加しています。「障害相談」は95.0％（7,352件→6,983件）、「育成相談」は81.1％（1,646件→1,335件）と減少しています。また、前年度増加していた「非行相談」も70.5％（387件→273件）と減少しています。

○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した19,127件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が16,242件で全体の85.0％を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が6,840件（42.1％）、養護相談が7,981件（49.1％）を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は927件で全体の4.8％を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が556件（60.0％）、養護相談-その他の相談が284件（30.6％）で、養護相談だけで「継続指導」の90.6％を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は279件で全体の1.5％を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は68件で全体の0.4％を占めています。なお、2017年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、2020年度は848件（4.4％）の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと「市町村送致」は、134.6％（630件→848件）と増加しています。そのほか、「継続指導」が100.5％（922件→927件）とほぼ横ばい。「里親委託」が84.0％（81件→68件）、「児童福祉施設入所」が91.8％（304件→279件）、「助言指導」が94.8％（17,135件→16,242件）と減少しています。

区 分		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	会 社 主 事 指 導 を 含 む 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						
相 養 談 護	児童虐待相談	4,383	556	27	50	0	0	3	816	0
	その他の相談	3,598	284	111	17	0	0	1	29	0
保健相談		17	0	2	0	0	0	0	0	0
障 害 相 談	肢体不自由相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	10	0	2	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	236	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	6,182	4	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談	402	2	1	0	0	0	0	0	0
相 非 談 行	ぐ犯行為等相談	65	21	7	9	0	0	0	0	0
	触法行為等相談	3	2	0	40	0	0	0	0	0
育 成 相 談	性格行動相談	540	57	23	0	0	0	0	3	0
	不登校相談	82	1	5	0	0	0	0	0	0
	適性相談	294	0	1	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	301	0	17	0	0	0	0	0	0
その他の相談		119	0	27	0	0	0	0	0	0
計		16,242	927	223	116	0	0	4	848	0
再 掲	いじめ相談	28	0	1	0	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分		訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 約	そ の 他	計
			入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 （ 入 所 の 再 掲 ） の 3 に よ る	通 所						
相 養 談 護	児童虐待相談	1	117	0	0	1	20		0	45	6,019
	その他の相談	0	138	0	0	1	47		3	123	4,352
保健相談		0	0	0	0	0	0		0	0	19
障 害 相 談	肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0		68	0	75
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	4
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	12
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0		33	4	273
	知的障害相談	0	1	0	0	0	0		15	3	6,205
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0		9	0	414
相 非 談 行	ぐ犯行為等相談	2	10	1	0	0	1	0	0	2	117
	触法行為等相談	98	6	0	0	0	0	0	0	7	156
育 成 相 談	性格行動相談	0	6	0	0	0	0		0	4	633
	不登校相談	0	0	0	0	0	0		0	0	88
	適性相談	0	0	0	0	0	0		0	0	295
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		1	0	319
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	0	146
計		101	279	1	0	2	68	0	129	188	19,127
再 掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0		0	0	29
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	0

エ 延べ件数

2020 年度中に調査や指導を行った延べ件数は 316,415 件で、前年度に比べ 19,867 件（+6.7%）増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談（虐待）」が 163,319 件で全体の 51.6% を占めています。以下、「養護相談（虐待を除く）」111,242 件（35.2%）、「障害相談」21,042 件（6.7%）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が 100.1%（163,197 件→163,319 件）、「障害相談」が 98.7%（21,312 件→21,042 件）とほぼ横ばい、「養護相談（虐待を除く）」が 122.5%（90,836 件→111,242 件）、「育成相談」は 114.4%（9,367→10,720 件）と増加しています。一方で、「非行相談」が 85.2%（11,445 件→9,755 件）と減少しています。

区 分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	27,047	1,612	94	1,084	5,831	1,024	488	72	4,024	0	6	3,196	1,856	750	47,084
保護者	79,099	2	0	2	3	0	4	1	7,128	0	1	473	2,465	689	89,867
その他	174,412	3	0	7	0	0	0	0	1,687	0	2	567	2,135	651	179,464
計	280,558	1,617	94	1,093	5,834	1,024	492	73	12,839	0	9	4,236	6,456	2,090	316,415

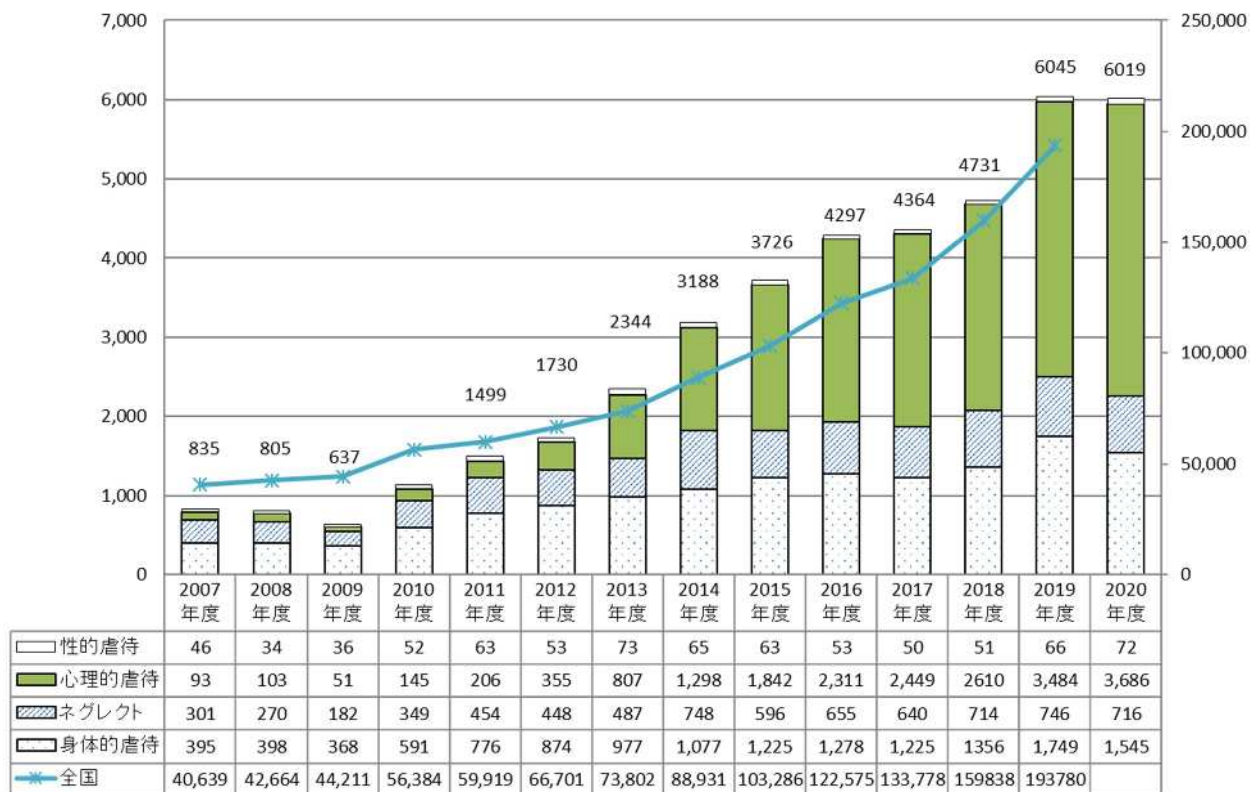
区 分		調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等				計
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	
養 護 相 談	児童虐待相談	151,999	511	44	527	408	32	238	39	2,449	0	3	2,304	3,833	932	163,319
	その他の相談	104,446	369	36	464	213	34	108	20	1,557	0	5	1,160	1,691	1,139	111,242
保健相談		98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	99
障 害 相 談	肢体不自由相談	442	0	0	0	6	0	0	0	29	0	0	0	3	0	480
	視聴覚障害相談	22	0	0	0	3	1	0	0	15	0	0	0	0	0	41
	言語発達障害等相談	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
	重症心身障害相談	1,016	0	0	0	65	109	0	0	259	0	0	1	1	0	1,451
	知的障害相談	4,801	627	3	3	4,206	825	4	2	6,783	0	0	51	84	1	17,390
	自閉症等相談	789	0	0	0	360	4	0	0	478	0	0	14	0	0	1,645
非 行 相 談	ぐ犯行為当相談	4,129	9	3	36	14	1	18	5	64	0	1	178	160	4	4,622
	触法行為当相談	4,172	51	5	21	48	1	74	3	280	0	0	242	234	2	5,133
育 成 相 談	性格行動相談	7,270	50	3	41	81	2	43	3	320	0	0	268	426	11	8,518
	不登校相談	299	0	0	0	6	0	3	0	20	0	0	11	22	0	361
	適性相談	295	0	0	1	270	0	3	1	376	0	0	3	0	0	949
	育児・しつけ相談	507	0	0	0	154	15	1	0	209	0	0	4	2	0	892
その他の相談		238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238

オ 児童虐待相談の状況

○ 対応件数の推移（2007年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた 1990 年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された 2000 年頃から一気に増加しました。2020 年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は 6,019 件で前年度比－0.4％（－26 件）と僅かに減少しました。

虐待相談件数の推移



○ 虐待の種類別構成比

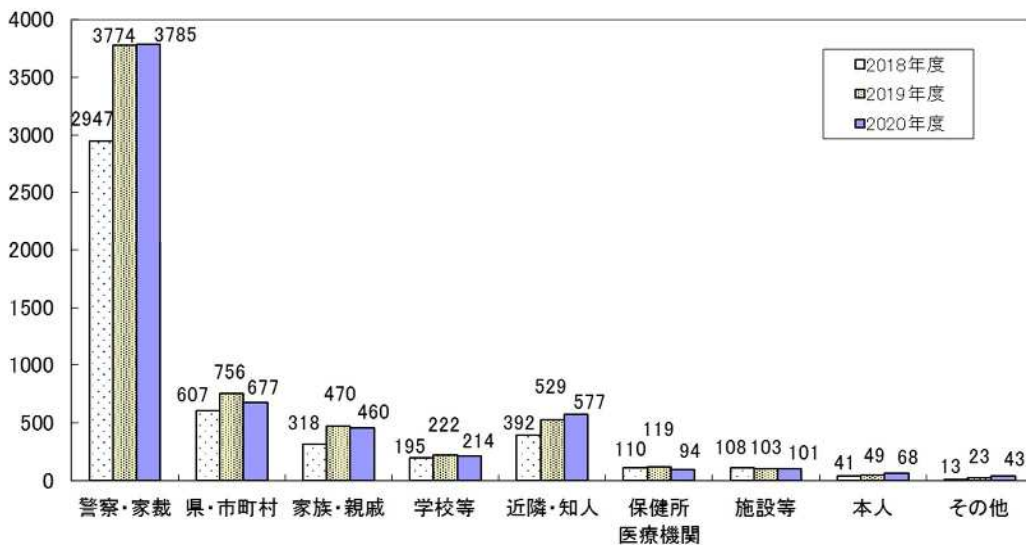
種類別構成比では、心理的虐待が 3,686 件（61.2％）、次に身体的虐待が 1,545 件（25.7％）となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での家族間暴力・暴言による心理的虐待」が年々増加しており、2016 年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察・家裁」からの通告が 3,785 件（62.9％）と最も多く、これは児童の面前での家族間暴力・暴言などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「県・市町村」が 677 件（11.2％）、「近隣・知人」577 件（9.6％）の順となっています。

前年度との比較では、「本人」が 19 件（＋38.8％）、「近隣・知人」が 48 件（＋9.1％）増加。その一方で「保健所医療機関」が 25 件（－21.0％）、「県・市町村」が 79 件（－10.4％）減少しました。

虐待通報の経路



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、「小学生」が最も多く、以下、「3歳以上就学未満」、「3歳未満」の順に多くなっています。

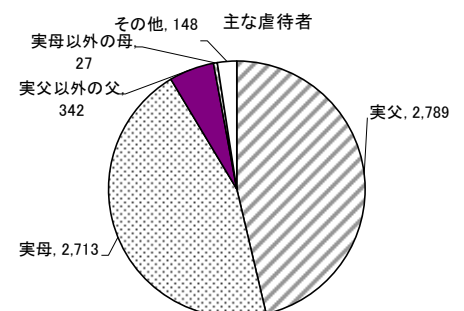
年齢別の虐待内容では、全ての年齢層で「心理的虐待」が最も多く、次いで「3歳未満」では「ネグレクト」が、「3歳以上」では「身体的虐待」が多くなっています。

		3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計
2016年度		798	1,079	1,448	657	315	4,297
2017年度		818	1,101	1,448	660	337	4,364
2018年度		964	1,188	1,530	702	347	4,731
2019年度		1,127	1,494	2,096	891	437	6,045
2020年度		1,170	1,505	2,036	885	423	6,019
2020 年度 内訳	性的虐待	2	7	21	27	15	72
	ネグレクト	134	202	261	80	39	716
	身体的虐待	127	321	609	314	174	1,545
	心理的虐待	907	975	1,145	464	195	3,686

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父 2,789 件（46.3%）、実母 2,713 件（45.1%）の順に多くなっています。

2018年度に引き続き、家族間暴力・暴言を目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父が最も多くなりました。



○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 5,017 件（83.4％）で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 4,383 件（72.8％）、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 556 件（9.2％）、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 27 件（0.4％）、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 50 件（0.8％）、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 1 件（0.02％）となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 138 件（2.3％）でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 816 件（13.6％）でした。

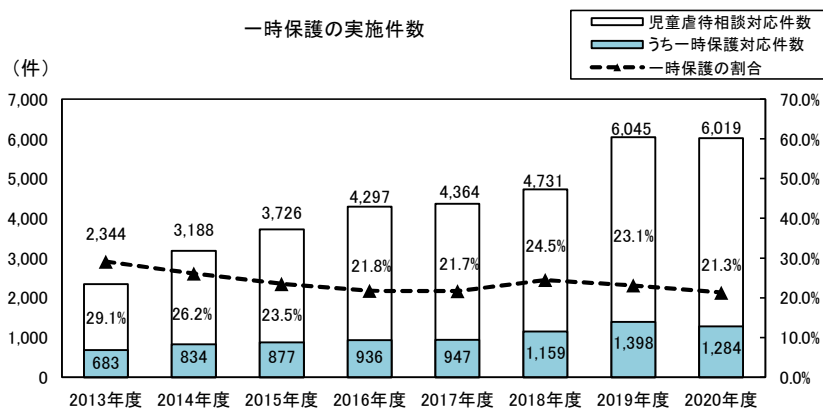
前年度と比べ、数回程度の指導（「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」）が 94.8％（4,655 件→4,411 件）、一定期間の継続した指導（「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」）が 97.3％（623 件→606 件）、施設入所等の措置（「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」）が 86.3％（160 件→138 件）と減少しました。その一方で、市町村送致は 153.1％（533 件→816 件）と増加しました。

	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	訓 戒 ・ 誓 約	医 療 機 関 入 所 指 定 発 達 支 援	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他
2016 年度	3,333	596	8	16	2	48	0	151	22	0	0	121
2017 年度	3,417	486	8	13	0	12	0	127	24	0	187	90
2018 年度	3,553	520	14	33	0	5	0	126	14	1	384	82
2019 年度	4,636	575	17	48	0	2	0	139	21	2	533	72
2020 年度	4,383	556	27	50	0	1	1	117	20	3	816	45

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 6,019 件のうち、1,284 件（21.3％）は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと
114 件（－8.2％）減少しています。



(2) 家庭支援電話相談事業 「子ども・家庭 110 番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として、家庭支援相談員 2 名による電話相談を行う。

○ 相談専用電話番号

052-953-4152

○ 相談日及び相談時間

月～金 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

○ 2020 年度相談実績

①相談種類別受付件数

区 分	養 護	虐 待	保 健	障 害	非 行	育 成	その他	計
件 数	50	0	14	22	5	223	33	347

②受付件数の年次推移

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
件 数	548	439	458	476	347

③相談者別受付件数

区 分	本 人	父 母	親 戚	近隣知人	その他	計
件 数	13	260	22	9	43	347

④相談対象児童年齢別受付件数

区 分	2 歳未満	2～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18 歳以上	計
件 数	11	48	60	48	67	71	42	347

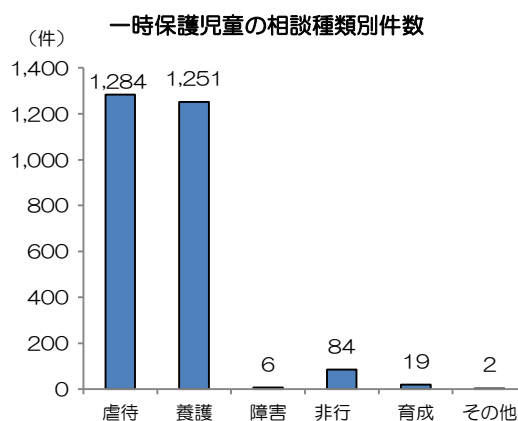
⑤対応別件数

区 分	助言指導	児相紹介	他機関紹介	その他	計
件 数	282	36	29	0	347

(3) 一時保護業務

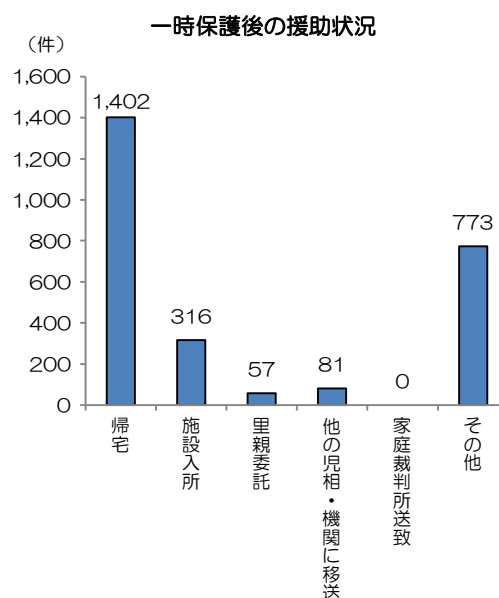
ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った子どもの総数は 2,646 件（一時保護 887 件、一時保護委託 1,759 件）でした。相談種類別では虐待相談の 1,284 件（一時保護 454 件、一時保護委託 830 件）で約半数（48.5%）を占めています。ついで養護相談が 1,251 件（一時保護 387 件、一時保護委託 864 件）で、全体の 47.3% となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,402 件（53.3%）で、一時保護した子どもの半数以上が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設等への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 373 件（14.2%）でした。このことから、一時保護後、約 7 分の 1 の子どもが、家庭を離れて生活することが分かります。



ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護の延べ日数・平均日数、一時保護委託の実人員が減少しています。

区 分		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
一時保護 (保護所)	実人員	708	699	751	869	883
	延日数	20,064	19,490	19,993	21,735	16,692
	平均日数	28.3	27.9	26.6	25.0	18.9
一時保護 委託	実人員	1052	1,125	1,614	2,013	17,46
	延日数	22,801	22,682	25,266	32,920	35,138
	平均日数	21.7	20.2	15.7	16.4	20.1

(4) 里親等関連業務

ア 里親登録・委託状況（2020 年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 （世帯数）	492 ※1	476	27	10	316
子どもが委託されている 里親数（世帯数）	120 ※2	96	10	10	11

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（2020 年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
9	53	5	0	3	0	37	0

ウ 里親支援事業の実施状況

(ア) 里親研修事業

養育里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催。

○ 実施状況

- ・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 77 名修了
- ・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 59 名修了
- ・養育里親更新研修：42 名修了
- ・養子縁組里親更新研修：27 名修了
- ・専門里親研修：専門里親認定研修 1 名、専門里親継続研修 8 名修了
- ・里親支援研修：78 名参加

(イ) 里親等委託調整員の配置

児童相談センターに 2 名の里親等委託調整員を配置し、里親委託等推進委員会を設置するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図る。

(ウ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置

児童相談センターに各 2 名の里親等相談支援員及び心理訪問支援員を配置し、里親等からの相談に応じるとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行う。

(エ) 里親制度普及啓発

a 里親養育体験発表会の開催

養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施。

○ 実施状況

開催回数：3 回 参加者：143 名

b 里親制度普及啓発活動

関係機関等に対し、里親制度および県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施。

○ 実施状況

参加者数 207 名

主な啓発先 産婦人科医会、民生・児童委員協議会

主な対象 医療従事者、助産師、民生・児童委員、大学生（福祉系）

c 広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発 DVD の展示及び里親啓発リーフレット等を配布。

○ 実施状況

主な配布場所 各市町村、保育園、幼稚園、各種イベントなど

配布部数等 里親啓発リーフレット 約 36,800 枚

(オ) 里親制度重点エリア啓発・里親研修事業

里親リクルーターを配置し、里親制度の普及に重点的に取り組む地域を定めて、啓発活動や研修を積極的に実施。

○ 重点エリア 日進市、長久手市

○ 実施内容

啓発活動 ショッピングモール等 47 回実施

里親養育体験発表会 6 回開催（参加者 93 名）

里親登録研修（研修修了者）

・養育里親研修（基礎研修・登録前研修）11 名

・養子縁組里親研修（基礎研修・登録前研修）7 名

(カ) 里親養育相互援助事業（里親サロン）

里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司ＯＢ等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図る。

○ 実施状況

開催回数 101 回 参加里親数 延べ 708 名

(キ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）

里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助(家事や養育の補助など)や相談援助を実施。

○ 実施状況

実施件数 49 件

(ク) 里親サポーター事業

里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施。

○ 実施状況

養成講座開催回数 4 回、里親サポーター登録者数 48 名

(5) 児童虐待防止対策事業

① 児童相談センターの体制強化

ア 児童虐待対応弁護士設置

各児童相談センターにおいて児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体への委託により弁護士が定例相談、随時相談等を実施。

○ 実施状況

相談等件数 1,611 件(定例相談 457 件 随時相談 454 件 その他 700 件)

イ 児童虐待対応法医学専門医師設置

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師 2 名が、子どもの受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行う。

○ 実施状況

相談件数 29 件

ウ 児童虐待対応精神科医師設置

専門の精神科医師 4 名が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行う。

○ 実施状況

相談件数 119 件

主な内容 精神的に不安定な保護者や精神疾患の疑いのある子どもへの対応等

エ 被虐待児家庭復帰支援員設置

被虐待児家庭復帰支援員を児童相談センター9か所に配置し、児童福祉司、児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、子ども及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行う。

○ 実施状況

支援員数 26名 延べ勤務日数 824日

オ 一時保護所心理職員設置

一時保護所に心理職員を配置し、入所児童に対しカウンセリングなどの心理治療を実施する。

カ 一時保護委託対応協力事業

医療を必要とする子どもの保護体制を強化するため、医療機関への一時保護委託において必要と認められる場合に、知識と経験のある者による付添いを実施する。

○ 実施状況

実施日数 313日

キ 児童相談センター人材育成強化事業

児童相談センター若手職員に対する実践力強化やスーパーバイザーに対する指導・育成技術向上のための研修を実施する。

○ 実施状況

実践力強化研修 1回 指導力強化研修 1回

ク 安全確認強化事業

子どもの安全確認業務のより一層の迅速化を図るため、深夜帯における虐待通告に対して、タクシーを利用して現場に急行できる体制とともに、スマートフォンを活用し、速やかに適切な意思決定ができる連絡体制を構築する。

②市町村への支援

ア 市町村支援児童福祉司の配置

市町村支援の業務を行う児童福祉司を2名配置し、市町村相談支援体制の充実・強化に向け、各市町村の相談支援活動に関するスーパーバイズを随時実施。

子ども家庭総合支援拠点設置促進事業

子ども家庭総合支援拠点の設置促進と円滑な運営を支援するため、有識者講演会の開催及び先進自治体の取組紹介を実施するとともに、市長村支援児童福祉司が全市町村（名古屋市除く）を訪問し個別相談支援を実施。

イ 要保護児童対策地域協議会強化事業

地域における児童虐待対応力向上と連携強化を図るため、要保護児童対策地域協

議会の職員等を対象とした研修会を実施。

○ 実施状況

実施回数 1 回、参加者 延べ 31 名

ウ NPOと連携した研修

NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を実施。

○ 実施状況

2021 年 2 月 25 日から 2 月 28 日（Web 開催）

テーマ「多機関連携による性的虐待への対応と課題」

参加者 受講申込者：306 名・アンケート回答者 157 名

③関係機関等との連携の推進

ア 愛知県要保護児童対策協議会の開催

県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護など要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を開催し、虐待等に関する情報交換等を実施。

イ 関係機関連絡調整会議の開催

各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を開催し、関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行う。

○ 実施状況

実施回数 11 回 参加者数 延べ 144 名

主な参加機関 市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察署、医療機関等

ウ 警察との情報共有

「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づき、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。

○ 実施状況

情報提供件数 6,862 件（うち、重篤事案として速報した件数 92 件）

④相談体制の整備

ア 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図る。

○ 実施状況

(ア)児童虐待防止啓発グッズを作成し、小学校新 1 年生及びその保護者等に配布

(イ)児童虐待防止月間である 11 月を重点に、街頭やイベント等で啓発グッズを配付

イ 休日・夜間相談体制強化事業

専門的な知識を有する相談員が休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）／児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783 ※R3 年 7 月より無料化）により電話相談を実施。

○実施状況

相談件数 1,343 件

3 資料

福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区 分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	795	444		2			45	618	39	27	19	68	2	32	20	5	2,116	920	9	
海部	493	320		3	1		15	371	22	5	23	19	8	30	68	2	1,380	541	1	
知多	543	624	1	8			20	894	57	10	9	72	8	57	36	21	2,360	658	2	
西三河	824	474	3	26	2		26	810	65	20	10	48	6	31	9		2,354	893	2	
豊田加茂	665	270		6			31	574	34	6	7	40	9	18	12	10	1,682	710	3	
新城設楽	30	32						57	2		2	10	2	21	6	1	163	37	1	
東三河	630	472		18			50	807	58	8	37	36	9	27	15	14	2,181	749		
一宮	860	571	1	1	1		37	852	65	14	21	85	22	26	33	15	2,604	1,069	6	
春日井	664	563		2			16	592	38	12	24	42	18	29	57	24	2,081	773	4	
刈谷	556	536		13			33	645	31	7	14	46	6	26	13	2	1,928	672	1	
小計	6,060	4,306	5	79	4		273	6,220	411	109	166	466	90	297	269	94	18,849	7,022	29	
子ども家庭110番		50	14			12		2	8	5		182		1	40	33	347			
合計	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	7,022	29	
構成比	31.6%	22.7%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	1.4%	32.4%	2.2%	0.6%	0.9%	3.4%	0.5%	1.6%	1.6%	0.7%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	173	2	107	4,124	3	23	323	15	136	12		3,022	5	9	104	9	131	2	12	2	2,228	741	88	43	11,314
女	157	4	85	2,146	1	21	175	9	111	9	2	2,586		5	103	8	173	7	14	1	1,462	641	88	74	7,882
計	330	6	192	6,270	4	44	498	24	247	21	2	5,608	5	14	207	17	304	9	26	3	3,690	1,382	176	117	19,196
構成比	1.7%	0.03%	1.0%	32.7%	0.02%	0.2%	2.6%	0.1%	1.3%	0.1%	0.01%	29.2%	0.03%	0.07%	1.1%	0.09%	1.6%	0.05%	0.1%	0.02%	19.2%	7.2%	0.9%	0.6%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0 歳	381	419	1	1			2	1							18	12	835	465		
1 歳	422	235		4	1		5	80							23	1	771	491		
2 歳	381	285		4			12	205	3			1			39	4	934	453		
3 歳	415	254		4			14	719	44			4		6	80		1,540	503		
4 歳	345	228		8			9	289	28			5		11	61	1	985	420		
5 歳	385	194		9			41	670	48			13		26	53	4	1,443	455		
6 歳	370	188		3		1	10	333	39			33	1	47	30	5	1,060	423	3	
7 歳	362	226		9	1	2	35	583	45		3	41	9	39	2	11	1,368	432	3	
8 歳	326	181		6			12	244	36	1	5	44	3	35	1	7	901	378		
9 歳	354	186		5			2	170	23	5	10	45	7	21	1	5	834	403	3	
10 歳	326	231	1	5	1	3	22	421	28	1	5	45	8	24		5	1,126	390	4	
11 歳	345	188		3			17	289	33	7	15	60	13	26	1	2	999	383	2	
12 歳	334	233	1	5			10	276	25	17	21	59	7	11		10	1,009	371	2	
13 歳	324	259	1	4		1	19	445	31	14	72	86	13	25		4	1,298	369	1	
14 歳	310	277	1			1	11	381	27	22	29	69	17	17		6	1,168	364	7	
15 歳	267	239	1	7	1	3	17	300	4	17	6	48	4	5		5	924	295	2	
16 歳	202	276		1		1	15	394	4	21		39	5	3		6	967	241	1	
17 歳	177	208		1			13	405	1	9		52	3	2		4	875	179		
18 歳以上	34	49	13				7	17				4				35	159	7	1	
計	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	7,022	29	

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区 分		面接指導			児 童 福 祉 社 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 司 ・ 社 会 福 祉 主 事 指 導 (含む) 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (知的障害者福	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 医 療 機 関	里 親	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん								入 所	(入 所 の 再 掲 3 による 家 庭 裁 判 所 送 致	通 所						
養 護 相 談	児童虐待相談	4,383	556	27	50			3	816		1	117			1	20			45	6,019
	その他の相談	3,598	284	111	17			1	29			138			1	47		3	123	4,352
保健相談		17		2																19
障 害 相 談	肢体不自由相談	6										1						68		75
	視聴覚障害相談	4																		4
	言語発達障害等相談	10		2																12
	重症心身障害相談	236																33	4	273
	知的障害相談	6,182	4									1						15	3	6,205
	発達障害相談	402	2	1														9		414
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	65	21	7	9						2	10	1			1			2	117
	触法行為等相談	3	2		40						98	6							7	156
育 成 相 談	性格行動相談	540	57	23					3			6							4	633
	不登校相談	82	1	5																88
	適性相談	294		1																295
	育児・しつけ相談	301		17														1		319
その他の相談		119		27																146
計		16,242	927	223	116			4	848		101	279	1		2	68		129	188	19,127
再 掲	いじめ相談	28		1																29
	児童買春等被害相談																			

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区 分	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
児童	27,047	1,612	94	1,084	5,831	1,024	488	72	4,024		6	3,196	1,856	750
(再掲)児童虐待	14,796	510	44	524	406	32	235	39	1,633		3	1,662	1,104	330
(再掲)非行	996	60	8	57	62	2	92	8	241		1	345	107	4
保護者	79,099	2		2	3		4	1	7,128		1	473	2,465	689
(再掲)児童虐待	42,694				2		3		326			268	1,446	324
(再掲)非行	2,601								78			46	206	
その他	174,412	3		7					1,687		2	567	2,135	651
(再掲)児童虐待	94,509	1		3					490			374	1,283	278
(再掲)非行	4,703								25			29	81	2
計	280,558	1,617	94	1,093	5,834	1,024	492	73	12,839		9	4,236	6,456	2,090
(再掲)児童虐待	151,999	511	44	527	408	32	238	39	2,449		3	2,304	3,833	932
(再掲)非行	8,300	60	8	57	62	2	92	8	344		1	420	394	6

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区 分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	7	5	1	21	117	78	26	255
里親委託	0	6	0	4	20	19	18	67
面接指導	82	25	34	250	4,966	3,244	358	8,959
その他	4	3	2	12	916	110	43	1,090
計	93	39	37	287	6,019	3,451	445	10,371

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区 分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	80	14	1	8	14	117

(2) 虐待相談の相談種類別・経路

区 分	県			市町村				児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定支援医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等		
身体的虐待	40	0	15	211	0	6	20	9	43	0	0	628	0	0	53	3	110	4	2	0
性的虐待	11	0	1	18	0	0	0	0	3	0	0	13	0	0	2	0	12	0	0	0
心理的虐待	55	1	26	96	0	0	10	1	13	0	0	2,874	0	0	23	3	56	0	0	1
ネグレクト	67	0	20	67	0	4	8	8	20	0	0	270	0	0	16	2	24	0	2	0
計	173	1	62	392	0	10	38	18	79	0	0	3,785	0	0	94	8	202	4	4	1

家族						親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
虐待者本人			虐待者以外							
父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
22	102	5	20	39	12	30	107	39	25	1,545
0	0	0	0	6	1	0	3	1	1	72
13	47	5	25	33	17	14	344	20	9	3,686
1	15	1	19	2	10	21	123	8	8	716
36	164	11	64	80	40	65	577	68	43	6,019

(3) 虐待相談の主な虐待者

区 分	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	2,789	342	2,713	27	148	6,019

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	127	2	907	134	1,170
3歳～就学前児童	321	7	975	202	1,505
小学生	609	21	1145	261	2,036
中学生	314	27	464	80	885
高校生・その他	174	15	195	39	423
計	1,545	72	3,686	716	6,019

(5) 児童虐待防止法関係

区 分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	援助要請	保護者指導 勧告	一時保護・ 施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件 数	6,019	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区 分	管理権喪失審判 の請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判 取消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	2	0	0	0	1	0
承認件数	1	0	0	0	1	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	0	0	0	0	0	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特扶 別養 児手 童当	その他	計
件数	189	198	160	182	248	977

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新 規 交 付				再 判 定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	28	45	109	182	164	86	144	394
海部	10	13	75	98	71	59	102	232
知多	35	39	154	228	211	120	172	503
西三河	26	57	175	258	189	111	183	483
豊田加茂	15	22	107	144	166	79	136	381
新城設楽	1	3	11	15	8	10	9	27
東三河	34	31	159	224	193	128	196	517
一宮	30	52	159	241	198	124	211	533
春日井	15	15	110	140	141	94	162	397
刈谷	35	41	126	202	158	99	171	428
計	229	318	1,185	1,732	1,499	910	1,486	3,895

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	452	302	669	1,423
海部	191	163	467	821
知多	518	325	857	1,700
西三河	458	327	819	1,604
豊田加茂	458	234	588	1,280
新城設楽	28	23	61	112
東三河	529	326	861	1,716
一宮	536	371	940	1,847
春日井	359	232	654	1,245
刈谷	395	306	675	1,376
計	3,924	2,609	6,591	13,124

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	626
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	491	475	27	10	316
新規登録(2020年度)	43	41	1	2	31
児童が委託されている里親数(世帯数)	121	97	10	10	11
新規委託(2020年度中)		34	2	2	12
委託解除(2020年度中)		29	1	0	16

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
9	53	35	0	5	0	3	0	37	0

3 里親に委託された児童

区 分		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)														年度末現在委託児童数
						解 除										変 更				
		児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	計		
里親に委託されている児童		23	32	19	74	11	0	24	1	0	0	6	8	50	5	7	7	19	163	
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	18	23	13	54	10	0	8	1	0	0	4	7	30	5	7	7	19	123	
	専門里親に委託されている児童	1	1	3	5	1	0	0	0	0	0	2	1	4	0	0	0	0	12	
	親族里親に委託されている児童	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	4	5	3	12	0	0	16	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	11	
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		1	1	3	5	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	37	

4 年齢階級別委託児童数

区 分		年齢階級別委託児童数(年度末)			
		3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
里親に委託されている児童		24	43	96	163
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	17	39	67	123
	専門里親に委託されている児童	0	0	12	12
	親族里親に委託されている児童	0	0	17	17
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	7	4	0	11
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		0	4	33	37

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区 分		前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)							年度末継続保護	
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		延日数
養護	児童虐待	22	75	200	112	67	29	3	11	0	316	92	451	8,781	25
	その他	13	72	117	98	100	35	6	16	0	248	85	390	6,718	10
障 害		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	70	0
非 行		1	0	5	19	14	8	1	1	0	12	12	34	900	5
育 成		0	0	1	2	4	3	1	0	0	2	1	7	223	0
保健・その他		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計		38	147	323	232	185	76	11	28	0	578	190	883	16,692	42
延日数							2,775	291	199	0	9,235	4,192	16,692		

2 委託保護分

区 分		前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)											年度末継続委託保護
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設						里親	その他	計	延日数	
								児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	治療心理施設	障害児関係施設	その他の施設					
養護	児童虐待	26	231	264	206	129	138	491	49	0	1	6	0	96	33	814	17,541	42
	その他	34	274	161	204	225	111	412	97	1	1	21	2	111	107	863	16,627	35
障害		2	1	0	1	3	0	1	0	0	0	2	0	1	3	7	286	0
非行		1	0	3	19	24	12	28	0	0	0	1	0	2	4	47	529	0
育成		1	0	0	5	7	3	9	0	0	0	0	0	0	1	13	122	0
保健・その他		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	33	0
計		64	506	429	436	388	264	941	146	1	2	30	2	210	150	1,746	35,138	77
延日数							264	18,510	5,633	6	53	2,230	41	2,747	5,654	35,138		

区 分		対応(年度中)						
		児童福祉施設入所	里親委託	その他の児童・機関に相談致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計
養護	児童虐待	110	14	18	0	391	281	814
	その他	117	30	34	0	418	264	863
障害		2	0	0	0	3	2	7
非行		8	2	0	0	8	29	47
育成		2	0	1	0	3	7	13
保健・その他		1	0	0	0	1	0	2
計		240	46	53	0	824	583	1,746
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分		養護相談		保健	障害相談					非行相談		育成相談					その他	計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
中 央	瀬戸市	133	81					16	119	5	3	4	12		6	2	1	382
	尾張旭市	92	59					5	65	2	3	3	6		4			239
	豊明市	53	39		1			10	84	8	2	1	3		1			202
	日進市	84	24		1			2	86	6		3	10		3	2		221
	清須市	92	68					3	58	7	8	2	8		5	2		253
	北名古屋市	160	71					4	78	3	3	2	11	1	3	8		344
	長久手市	63	24					4	56	2	3		7	1	3	3		166
	東郷町	73	30					1	53	5	2		5		4			173
	豊山町	33	22						16			3	3		3	2		82
	管 外	12	26						3	1	3	1	3			1	4	54
	小計	795	444		2			45	618	39	27	19	68	2	32	20	5	2,116
海 部	津島市	72	67			1		1	58	3	2	3	2	1	5	13		228
	愛西市	54	21						47	2	1	2	3		7	3		140
	弥富市	44	43					4	51	4			1	2	2	5		156
	あま市	185	104		3			7	126	10		11	3	3	6	33		491
	大治町	83	41						39	2	2	5	6		8	2		188
	蟹江町	48	22					3	41				3		2	1		120
	飛島村	2							7									9
	管 外	5	22						2	1		2	1	2		11	2	48
	小計	493	320		3	1		15	371	22	5	23	19	8	30	68	2	1,380
知 多	半田市	109	209		2			3	195	8		1	15	2	20	10	2	576
	常滑市	50	34		1				75	7		1	11		1			180
	東海市	78	64		3			4	171	4		3	8		5	4	1	345
	大府市	54	28					5	129	3	2	2	4		6	5	2	240
	知多市	96	71	1	2			2	102	12	1		4	4		3	1	299
	阿久比町	19	27						37	3			6		4		2	98
	東浦町	40	55					4	93	9	1	2	5		3	1		213
	南知多町	9	8						9	1					1			28
	美浜町	19	22						18	2	1		1		3	5	1	72
	武豊町	67	71					1	64	8	4		6	2	14	7	2	246
	管 外	2	35					1	1		1		12			1	10	63
	小計	543	624	1	8			20	894	57	10	9	72	8	57	36	21	2,360
西 三 河	岡崎市	605	364	2	18	1		17	531	50	14	5	34	3	23	3		1,670
	西尾市	158	60	1	8	1		8	224	12	5	5	7	1	6	5		501
	幸田町	45	19					1	52	3			1	1	1	1		124
	管 外	16	31						3		1		6	1	1			59
	小計	824	474	3	26	2		26	810	65	20	10	48	6	31	9		2,354

区分		養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
豊田加茂	豊田市	535	212		6			29	481	29	2	6	29	6	15	8	5	1,363
	みよし市	105	33					1	91	4	3	1	7	1	3	3	2	254
	管 外	25	25					1	2	1	1		4	2		1	3	65
	小計	665	270		6			31	574	34	6	7	40	9	18	12	10	1,682
新城設楽	新城市	25	27						51	2		2	9	1	18	5	1	141
	設楽町	5	1						3					1	1			11
	東栄町								2				1		2			5
	豊根村								1									1
	管 外		4													1		5
	小計	30	32						57	2		2	10	2	21	6	1	163
東三河	豊橋市	352	262		14			28	446	31	5	28	22	8	16	5	12	1,229
	豊川市	156	137		1			10	239	24	2	7	9		11	7		603
	蒲郡市	71	39		2			4	77	2		1	4			2		202
	田原市	36	19		1			7	44	1		1						109
	管 外	15	15					1	1		1		1	1		1	2	38
	小計	630	472		18			50	807	58	8	37	36	9	27	15	14	2,181
一宮	一宮市	437	335	1				19	418	31	10	14	43	9	14	20	7	1,358
	犬山市	55	28			1		6	74	6	2	3	1		1	3	1	181
	江南市	91	56		1			4	107	9	1		17	8	5	4	2	305
	稲沢市	151	91					6	144	9		4	14	4	4	3	3	433
	岩倉市	62	38					1	58	4			9	1	2	1		176
	大口町	32	11						22							1		66
	扶桑町	29	6					1	29	6	1		1			1	1	75
	管 外	3	6														1	10
	小計	860	571	1	1	1		37	852	65	14	21	85	22	26	33	15	2,604
春日井	春日井市	388	290		1			7	374	23	9	14	29	12	22	49	10	1,228
	小牧市	264	244		1			9	216	15	3	10	10	4	6	6	8	796
	管 外	12	29						2				3	2	1	2	6	57
	小計	664	563		2			16	592	38	12	24	42	18	29	57	24	2,081
刈谷	碧南市	69	48		2			4	109	14		2	3		5	2	1	259
	刈谷市	172	132		4			11	142	3	2	2	8	1	13	2		492
	安城市	150	190		7			10	211	8	5	4	20	3	2	4	1	615
	知立市	96	98					6	104	4		1	9	1	3	3		325
	高浜市	61	46					2	76	2		5	3		3			198
	管 外	8	22						3				3	1		2		39
	小計	556	536		13			33	645	31	7	14	46	6	26	13	2	1,928
子ども家庭１１０番			50	14			12		2	8	5		182		1	40	33	347
合 計		6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
2016年度	4,307	3,191	30	82	6	20	282	5,765	458	212	189	914	137	190	469	364	16,616	54
2017年度	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,033	43
2018年度	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	515	168	173	691	135	328	436	126	17,766	43
2019年度	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	16
2020年度	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	29

2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知（知的障害者）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	送致（入所の再法第27条の3による家庭裁判所送致）	通所							
2016年度	16,616	14,432	891	212	83	2					126	362			1	95	5	112	247	16,568	606
2017年度	17,033	14,915	785	192	92				229		89	311	2		1	76	9	106	182	16,989	764
2018年度	17,766	15,289	870	201	101			2	427		96	332				51	8	91	223	17,691	828
2019年度	19,629	17,135	922	183	136			3	630		92	304			2	81	8	192	241	19,929	506
2020年度	19,196	16,242	927	223	116			4	848		101	279	1		2	68		129	188	19,127	578

3 対応延件数の推移（福祉行政報告例第48表）

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
2016年度	132,142	8,659	103,813	244,614
2017年度	125,285	10,179	114,099	249,563
2018年度	131,571	10,454	117,681	259,706
2019年度	163,197	11,445	121,906	296,548
2020年度	163,319	9,754	143,342	316,415

4 養護相談（対応件数）の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
2016年度	50	19	81	306	4,297	2,285	432	7,470
2017年度	69	28	67	295	4,364	2,466	385	7,674
2018年度	80	18	28	290	4,731	2,807	410	8,364
2019年度	73	23	30	239	6,045	3,641	332	10,383
2020年度	93	39	37	287	6,019	3,451	445	10,371

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
2016年度	330	55	336	37	305	3	2	109	56	2,604	224	236	4,297
2017年度	234	50	314	25	304	6	4	101	77	2,818	168	263	4,364
2018年度	290	28	392	41	367	0	0	110	100	2,946	195	262	4,731
2019年度	408	62	529	49	472	6	0	119	95	3,774	222	309	6,045
2020年度	395	65	577	68	392	1	0	94	97	3,785	214	331	6,019

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
2016年度	1,278	655	53	2,311	4,297
2017年度	1,225	640	50	2,449	4,364
2018年度	1,356	714	51	2,610	4,731
2019年度	1,749	746	66	3,484	6,045
2020年度	1,545	716	72	3,686	6,019

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
2016年度	2,046	286	1,804	21	140	4,297
2017年度	1,983	293	1,893	32	163	4,364
2018年度	2,194	328	2,039	36	134	4,731
2019年度	2,794	347	2,712	26	166	6,045
2020年度	2,789	342	2,713	27	148	6,019

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
2016年度	3,333	596	8	48	16	151	22		123	4,297
2017年度	3,417	486	8	12	13	127	24	187	90	4,364
2018年度	3,553	520	14	5	32	126	14	384	83	4,731
2019年度	4,636	575	17	2	48	139	21	533	74	6,045
2020年度	4,383	556	27	1	50	118	20	816	48	6,019

6 一時保護人員（年度中対応）の推移

（１）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2016年度	407	11,581	243	6,984	0	0	47	1,103	11	396	708	20,064
2017年度	384	11,878	266	6,535	0	0	41	961	8	116	699	19,490
2018年度	372	10,271	327	8,541	0	0	49	1,106	3	75	751	19,993
2019年度	448	12,561	349	7,754	1	14	55	1,252	2	154	855	21,735
2020年度	454	8,781	387	6,718	1	70	38	900	7	223	887	16,692

（２）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2016年度	529	13,826	484	7,648	10	296	15	130	14	901	1,052	22,801
2017年度	563	11,575	527	10,673	3	93	27	293	5	48	1,125	22,682
2018年度	787	12,286	769	12,027	5	78	50	662	3	213	1,614	25,266
2019年度	950	15,900	944	15,308	10	412	82	1,188	9	112	1,995	32,920
2020年度	830	17,541	864	16,627	5	286	46	529	14	155	1,759	35,138

第12表 市町村別人口・児童数

2021年4月1日現在（人口動向調査）（単位：人）

2027年4月1日現在（人口動態調査）（単位：人）												
児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数	児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数			
中央		瀬戸市	127,259	19,166	西 三 河	西 三 河	岡崎市	384,943	64,654			
		尾張旭市	82,401	13,523			西尾市	168,754	28,444			
		豊明市	69,356	10,411			幸田町	42,566	8,242			
		日進市	92,917	17,588			小計	596,263	101,340			
		清須市	69,669	11,793	豊 田 加 茂		豊田市	421,300	68,100			
		北名古屋市	86,016	14,572			みよし市	62,900	11,177			
		長久手市	62,372	12,401			小計	484,200	79,277			
		東郷町	44,062	8,061			碧南市	72,445	12,093			
		豊山町	15,726	2,882	刈 谷		刈谷市	153,259	25,384			
		小計	649,778	110,397			安城市	188,568	33,086			
海部	中	津島市	60,655	8,263			東 三 河	知立市	71,783	11,749		
		愛西市	60,724	8,637				高浜市	48,860	8,877		
		弥富市	42,998	6,530				小計	534,915	91,189		
		あま市	87,634	14,261				新城市	43,343	5,799		
		大治町	32,628	5,916	設楽町			4,362	393			
		蟹江町	36,734	5,409	東栄町			2,870	300			
		飛島村	4,600	757	豊根村	981		99				
		小計	325,973	49,773	小計	51,556		6,591				
		知多	央	半田市	117,310	18,457		東 三 河	河	豊橋市	370,174	59,184
				常滑市	57,350	9,771				豊川市	183,796	30,349
東海市	113,154			19,744	蒲郡市	79,254	11,469					
大府市	92,374			16,599	田原市	58,789	9,018					
知多市	83,730			13,319	小計	692,013	110,020					
阿久比町	28,168			5,489	合計		5,200,473			847,090		
東浦町	49,271			8,086								
南知多町	16,583			1,807								
美浜町	22,359			2,782								
武豊町	43,052			7,139								
小計	623,351	103,193										
一宮	一宮市	378,108	60,006									
	犬山市	72,765	10,849									
	江南市	97,233	15,053									
	稲沢市	134,634	20,790									
	岩倉市	47,811	7,080									
	大口町	24,241	4,389									
	扶桑町	34,266	5,649									
	小計	789,058	123,816									
春日井	春日井市	305,712	49,106									
	小牧市	147,654	22,388									
	小計	453,366	71,494									

第13表 児童福祉施設入所状況

2021年4月1日現在（措置のみ）

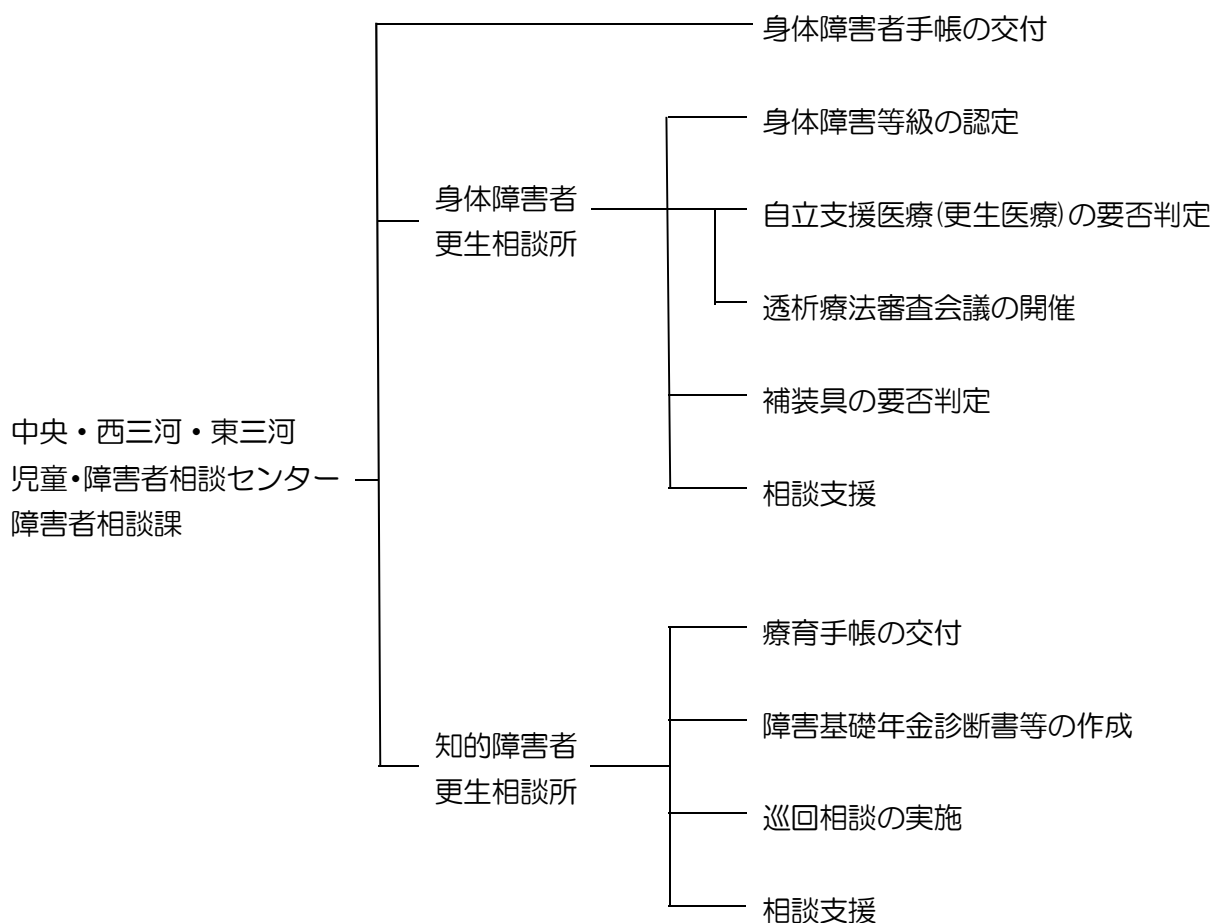
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)
乳児院	豊橋ひかり乳児院	44	28	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	40	36
	竜陽園	20	14		豊橋ゆたか学園	40	34
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	9		若草学園	50	40
	ひよこハウス	20	10		小原学園	40	30
	玉葉会乳児院（名古屋）	—	1		トイBOX	40	26
児童養護施設	豊橋平安寮	70	60		医療療育総合センター（はるひの家）	33	21
	豊橋若草育成園	50	40		米山寮盲児部	17	6
	岡崎平和学園	36	33		愛松学園（名古屋）	—	2
	プティヴィラージュ	45	39		Share金沢（金沢）	—	1
	子どもの家ともいき	45	37		ひまわりの丘第一学園（岐阜）	—	1
	照光愛育園	44	33		信楽学園（滋賀）	—	1
	宇宙	48	36	医療型障害児 入所施設	医療療育総合センター（こばと棟）	108	5
	光輝寮	36	35		青い鳥医療療育センター	170	24
	あいさんテラス	44	41		三河青い鳥医療療育センター	140	10
	オリーブ	50	50		信愛医療療育センター	60	8
	梅ヶ丘学園	60	50		さくら療育園（兵庫）	—	1
	なかよしこよし	30	20		聖隷おおぞら療育センター（静岡）	—	2
	溢愛館	30	22		明和病院なでしこ（三重）	—	1
	クローバーライト	24	24	指定発達支援 医療機関	東名古屋病院	—	7
	知多学園松籟荘	22	15		豊橋医療センター	—	1
	八楽児童寮	30	23		石川病院（石川）	—	1
	暁学園	23	19		敦賀医療センター（福井）	—	1
	蒲生会大和荘	63	56		天竜病院（静岡）	—	4
	中日青葉学園あおば館	40	37	里 親		—	164
	赤羽根学園	41	35	ファミリーホーム		—	37
	名古屋文化キンダーホルト	33	27	総 計		—	1,381
	風の色	30	29				
	エスペランス桑名（三重）	—	1				
	聖マッテヤ子供の家（三重）	—	0				
	天理教三重互助園（三重）	—	1				
児童心理 治療施設	愛厚ならわ学園	45	44				
	中日青葉学園わかば館	35	29				
	悠（三重）	—	7				
児童自立支援施設	愛知学園	64	10				
	武蔵野学院（埼玉）	—	1				
	淡海学園（滋賀）	—	1				

第3 障害者相談部門の業務

1 概 要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



（注） 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

2 業務内容

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

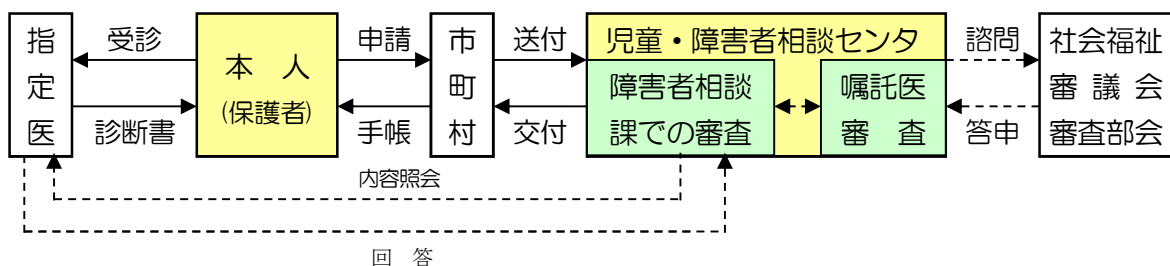
〔根拠法令〕身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

身体障害の種別と等級			重度 ← → 軽度								
種別			等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	(7 級)
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	○	○	—
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	○	—	○	○	—
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	○	—	—
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	—	
	肢 体 不自由	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害	○	○	○	○	—	○	—	—	—
		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	△
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	—	

(注) 7 級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合に 6 級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療（更生医療）費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根 拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 1982年2月1日

〔構 成 員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18 歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	I Q20 以下	・ 知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重 度	I Q21～35	
B	中 度	I Q36～50	・ 障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽 度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根 拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内 容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕 年 46 回

一宮市（12 回）、瀬戸市（2 回）、春日井市（3 回）、津島市（3 回）、
半田市（12 回）、刈谷市（6 回）、豊田市（8 回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根 拠〕 身体障害者福祉法第 11 条第 2 項、知的障害者福祉法第 12 条第 2 項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自 立 支 援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

3 障害者相談業務の実施状況

(1) 2020 年度 身体障害者相談件数

(件)

区 分		中 央 児童・障害者 相談センター	西 三 河 児童・障害者 相談センター	東 三 河 児童・障害者 相談センター	計
相談実件数		20,773	7,340	3,083	31,196
相 談 内 容	身体障害者手帳	10,123	2,385	1,322	13,830
	医 学 診 断	5,885	1,358	848	8,091
	更 生 医 療	3,386	2,748	435	6,569
	補 装 具	1,555	948	500	3,003
	職 業	0	0	0	0
	施 設 入 所	3	0	0	3
	そ の 他	0	0	0	0
	計	20,952	7,439	3,105	31,496
判 定 内 容	等 級 診 断	10,024	2,319	1,307	13,650
	医 学 判 定	161	111	52	324
	更生医療判定	3,390	2,748	435	6,573
	補装具判定	1,639	943	498	3,080
	心 理 判 定	3	0	0	3
	職 能 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	15,217	6,121	2,292	23,630
判定書交付件数		5,032	3,691	933	9,656

(2) 身体障害者相談件数の推移

(件)

区 分		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
相談実件数		30,325	31,590	33,272	33,595	31,196
相 談 内 容	身障手帳	13,592	14,248	14,303	14,449	13,830
	医学診断	7,924	8,401	9,654	9,267	8,091
	更生医療	8,096	8,044	8,278	8,660	6,569
	補 装 具	2,652	2,792	3,103	3,191	3,003
	そ の 他	2	3	2	3	3
	計	32,266	33,488	35,340	35,570	31,496

(3) 2020 年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		75	192	24	57	68	5	421	4.9
聴 覚 障 害		0	6	63	144	0	310	523	6.1
平 衡 機 能 障 害		0	0	7	0	1	0	8	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		1	5	81	30	0	0	117	1.4
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	734	305	155	58	26	52	1,330	15.6
	下 肢 不 自 由	66	92	118	215	73	63	627	7.3
	体 幹	262	360	230	0	62	0	914	10.7
	脳 原 性 機 能	0	1	0	4	0	1	6	0.1
	小 計	1,062	758	503	277	161	116	2,877	33.7
内 部 障 害	心 臓 機 能	1,227	2	267	111	0	0	1,607	18.8
	呼 吸 器 機 能	55	0	392	88	0	0	535	6.3
	腎 臓 機 能	174	0	435	849	0	0	1,458	17.1
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	29	884	0	0	913	10.7
	小 腸 機 能	6	0	1	1	0	0	8	0.1
	免 疫 機 能	1	17	12	2	0	0	32	0.4
	肝 臓 機 能	10	12	8	11	0	0	41	0.5
	小 計	1,473	31	1,144	1,946	0	0	4,594	53.8
合 計		2,611	992	1,822	2,454	230	431	8,540	
構成比 %		30.6	11.6	21.3	28.7	2.7	5.0		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。

構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 身体障害者手帳新規交付件数(等級別)の推移

(件)

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1 級	2,420	2,473	2,662	2,685	2,611
2 級	896	958	910	1,017	992
3 級	1,884	1,885	2,031	2,014	1,822
4 級	2,471	2,553	2,582	2,469	2,454
5 級	320	306	277	255	230
6 級	414	478	407	405	431
計	8,405	8,653	8,869	8,845	8,540

(5) 身体障害者手帳新規交付件数（障害別）の推移

(件)

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
視 覚 障 害	329	386	405	461	421
聴 覚 障 害	473	571	523	503	523
平 衡 機 能 障 害	3	4	3	0	8
音声・言語・そしゃく障害	119	128	129	145	117
肢 体 不 自 由	3,113	3222	3,028	3,086	2,877
内 部 障 害	4,368	4,342	4,781	4,650	4,594
計	8,405	8,653	8,869	8,845	8,540

(6) 自立支援医療（更生医療）要否判定件数の推移

(件)

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
腎 臓	人工透析	6,474	6,210	6,440	6,654
	免疫抑制等	782	836	924	944
心 臓		473	397	399	422
肢体不自由		101	119	84	96
そ の 他		385	418	440	465
計		8,215	7,980	8,287	8,581

(7) 2020 年度 透析療法審査件数

(件)

区 分	中 央	西三河	東三河	計
審査件数	2,612	2,122	313	5,047
内 査 査 会 議 での 査 査 件 数	857	612	133	1,602
内 訳 其 他 の 査 査 件 数	1,755	1,510	180	3,445

(8) 補装具判定件数の推移

(件)

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
義肢（義手・義足）	353	297	395	352	255
装 具	799	1,031	1,116	1,307	985
座 位 保 持 装 置	192	203	221	204	158
補 聴 器	665	738	779	771	780
車椅子・電動車椅子	627	605	546	612	541
そ の 他	49	48	55	39	28
計	2,685	2,922	3,112	3,285	2,747

(9) 2020 年度 知的障害者相談件数

(件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,404	1,403	821	4,628
相 談 内 容	療 育 手 帳	2,252	1,271	749	4,272
	生 活	122	53	47	222
	職 業	36	29	19	84
	そ の 他	27	66	6	99
	計	2,437	1,419	821	4,677
判 定 内 容	医 学 的 判 定	161	66	63	290
	心 理 学 的 判 定	2,132	1,273	695	4,100
	職 能 的 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	2,293	1,339	758	4,390
判定書等交付件数		2,570	1,420	805	4,795

(10) 知的障害者相談件数の推移

(件)

区 分		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
相談実件数		4,267	4,445	4,347	4,505	4,628
相 談 内 容	療育手帳	3,780	3,984	3,913	2,252	4,272
	生 活	370	389	352	122	222
	職 業	95	84	55	36	84
	そ の 他	65	65	74	27	99
	計	4,310	4,540	4,394	2,437	4,677

(11) 知的障害者各種判定件数の推移

(件)

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
医 学 的 判 定	545	517	451	430	290
心 理 学 的 判 定	3,609	3,772	3,689	3,894	4,100
職 能 的 判 定	0	0	1	0	0
そ の 他	1	0	0	0	0
計	4,155	4,289	4,141	4,324	4,390

(12) 知的障害者判定書等交付件数の推移

(件)

区 分		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
療育手帳	新 規	284	242	207	234	212
	再判定	2,755	2,822	2,820	2,920	3,158
	再交付	303	331	333	333	330
	小 計	3,342	3,395	3,360	3,487	3,700
年金等診断書		355	360	330	301	206
そ の 他		796	853	910	1,061	889
計		4,493	4,608	4,600	4,849	4,795

4 資 料

[第1表] 2020年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

（件）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
中央児童・障害者相談センター管内	一 宮 市	367	123	163	265	33	48	999
	瀬 戸 市	77	36	61	90	4	9	277
	半 田 市	73	35	57	76	6	6	253
	春日井市	193	64	173	176	15	44	665
	津 島 市	41	15	34	35	5	8	138
	犬 山 市	62	32	30	57	3	4	188
	常 滑 市	34	10	22	47	3	13	129
	江 南 市	88	60	52	74	10	14	298
	小 牧 市	89	44	97	114	10	15	369
	稲 沢 市	88	32	61	80	5	13	279
	東 海 市	75	21	29	61	8	13	207
	大 府 市	57	19	40	52	3	8	179
	知 多 市	54	14	34	54	3	8	167
	尾 張 旭 市	48	10	24	41	3	5	131
	岩 倉 市	24	7	32	30	2	2	97
	豊 明 市	50	13	34	51	4	7	159
	日 進 市	52	14	18	39	3	10	136
	愛 西 市	43	10	33	55	3	11	155
	清 須 市	40	20	34	38	3	5	140
	北名古屋	34	7	46	59	2	5	153
	弥 富 市	28	8	25	27	4	5	97
	あ ま 市	55	24	36	52	8	14	189
	長 久 手 市	27	12	17	20	2	8	86
	東 郷 町	35	9	22	18	4	7	95
	豊 山 町	14	3	9	11	0	1	38
	大 口 町	11	8	12	16	3	1	51
	扶 桑 町	17	11	17	29	3	1	78
	大 治 町	16	5	18	17	0	2	58
	蟹 江 町	19	13	19	28	0	4	83
	飛 島 村	4	0	2	7	0	0	13
	阿 久 比 町	24	10	14	19	2	0	69
	東 浦 町	41	8	19	28	2	6	104
	南 知 多 町	19	10	14	18	2	6	69
	美 浜 町	18	6	8	12	4	6	54
	武 豊 町	25	9	19	29	0	3	85
	小 計	1,942	722	1,325	1,825	162	312	6,288

(続き)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
西三河管内	碧 南 市	34	17	39	36	2	9	137
	刈 谷 市	73	28	57	66	6	13	243
	安 城 市	73	43	84	101	11	23	335
	西 尾 市	78	25	89	111	12	22	337
	知 立 市	31	17	27	23	3	7	108
	高 浜 市	18	7	17	30	2	3	77
	み よ し 市	30	15	13	17	5	12	92
	幸 田 町	25	15	18	25	5	4	92
	小 計	362	167	344	409	46	93	1,421
東三河管内	豊 川 市	121	34	61	92	9	11	328
	蒲 郡 市	55	24	34	43	3	10	169
	新 城 市	53	10	15	43	3	2	126
	田 原 市	56	31	37	33	6	2	165
	設 楽 町	11	1	2	1	0	1	16
	東 栄 町	10	2	4	8	0	0	24
	豊 根 村	1	1	0	0	1	0	3
	小 計	307	103	153	220	22	26	831
合 計		2,611	992	1,822	2,454	230	431	8,540
構成比 %		30.6	11.6	21.3	28.7	2.7	5.0	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が 100 にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 2020年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

（件）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		50	132	17	46	51	3	299	4.8
聴 覚 障 害		0	3	44	99	0	237	383	6.1
平 衡 機 能 障 害		0	0	7	0	1	0	8	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	4	63	24	0	0	91	1.4
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	599	230	125	47	14	32	1,047	16.7
	下 肢 不 自 由	53	53	74	155	51	40	426	6.8
	体 幹	166	279	171	0	45	0	661	10.5
	脳 原 性 機 能	0	1	0	4	0	0	5	0.1
	小 計	818	563	370	206	110	72	2,139	34.0
内 部 障 害	心 臓 機 能	923	1	159	98	0	0	1,181	18.8
	呼 吸 器 機 能	28	0	282	74	0	0	384	6.1
	腎 臓 機 能	111	0	349	612	0	0	1,072	17.0
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	19	657	0	0	676	10.8
	小 腸 機 能	5	0	1	1	0	0	7	0.1
	免 疫 機 能	1	10	9	1	0	0	21	0.3
	肝 臓 機 能	6	9	5	7	0	0	27	0.4
小 計		1,074	20	824	1,450	0	0	3,368	53.6
合 計		1,942	722	1,325	1,825	162	312	6,288	
構 成 比 %		30.9	11.5	21.1	29.0	2.6	5.0		

（注）障害区分については、代表部位で計上しています。（3センター共通）

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		14	37	4	7	12	2	76	5.3
聴 覚 障 害		0	3	12	32	0	58	105	7.4
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	0	10	5	0	0	15	1.1
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	76	49	18	8	7	17	175	12.3
	下 肢 不 自 由	6	21	30	40	12	15	124	8.7
	体 幹	60	47	44	0	15	0	166	11.7
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	1	1	0.1
	小 計	142	117	92	48	34	33	466	32.8
内 部 障 害	心 臓 機 能	161	1	101	12	0	0	275	19.4
	呼 吸 器 機 能	11	0	76	9	0	0	96	6.8
	腎 臓 機 能	31	0	39	161	0	0	231	16.3
	膀胱・直腸機能	0	0	6	132	0	0	138	9.7
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	免 疫 機 能	0	7	2	0	0	0	9	0.6
	肝 臓 機 能	3	2	2	3	0	0	10	0.7
小 計		206	10	226	317	0	0	759	53.4
合 計		362	167	344	409	46	93	1,421	
構成比 %		25.5	11.8	24.2	28.8	3.2	6.5		

3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		11	23	3	4	5	0	46	5.5
聴 覚 障 害		0	0	7	13	0	15	35	4.2
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		1	1	8	1	0	0	11	1.3
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	59	26	12	3	5	3	108	13.0
	下 肢 不 自 由	7	18	14	20	10	8	77	9.3
	体 幹	36	34	15	0	2	0	87	10.5
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	102	78	41	23	17	11	272	32.7
内 部 障 害	心 臓 機 能	143	0	7	1	0	0	151	18.2
	呼 吸 器 機 能	16	0	34	5	0	0	55	6.6
	腎 臓 機 能	32	0	47	76	0	0	155	18.7
	膀胱・直腸機能	0	0	4	95	0	0	99	11.9
	小 腸 機 能	1	0	0	0	0	0	1	0.1
	免 疫 機 能	0	0	1	1	0	0	2	0.2
	肝 臓 機 能	1	1	1	1	0	0	4	0.5
小 計		193	1	94	179	0	0	467	56.2
合 計		307	103	153	220	22	26	831	
構成比 %		36.9	12.4	18.4	26.5	2.6	3.1		

[第3表] 2020年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			視 覚	聴 覚	音声・言語・そしゃく	肢 体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓
							人工透析	免疫抑制等				
中央児童・障害者相談センター管内	一 宮 市	244	0	0	2	4	128	62	29	0	19	0
	瀬 戸 市	87	0	0	1	0	42	38	1	0	5	0
	半 田 市	141	0	0	1	0	110	18	0	0	12	0
	春日井市	494	0	0	3	0	420	36	15	0	19	1
	津 島 市	27	0	0	0	1	21	3	0	0	2	0
	犬 山 市	49	0	0	0	0	34	0	11	0	4	0
	常 滑 市	77	0	0	1	0	54	14	7	0	1	0
	江南市	166	0	0	3	0	138	12	7	0	6	0
	小 牧 市	219	0	0	1	0	127	10	74	0	6	1
	稲 沢 市	61	0	0	1	0	42	7	8	0	3	0
	東 海 市	222	0	0	1	0	200	13	0	0	8	0
	大 府 市	146	0	0	0	0	127	9	2	0	8	0
	知 多 市	184	0	0	0	0	163	21	0	0	0	0
	尾張旭市	94	0	0	2	0	71	17	0	0	4	0
	岩 倉 市	54	0	0	0	0	27	9	15	0	3	0
	豊 明 市	114	0	0	0	0	103	7	0	0	4	0
	日 進 市	66	0	0	0	0	60	5	0	0	1	0
	愛 西 市	21	0	0	0	0	14	6	0	0	1	0
	清 須 市	200	0	0	0	0	169	18	3	0	10	0
	北名古屋	104	0	0	0	0	66	7	25	0	6	0
	弥 富 市	16	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0
	あ ま 市	105	0	0	0	0	83	17	0	0	5	0
	長 久 手 市	75	0	0	0	0	58	13	0	0	4	0
	東 郷 町	116	0	0	1	0	105	10	0	0	0	0
	豊 山 町	16	0	0	0	0	9	1	4	0	2	0
	大 口 町	21	0	0	0	1	13	2	2	0	3	0
	扶 桑 町	23	0	0	0	0	14	8	0	0	1	0
	大 治 町	27	0	0	0	0	22	5	0	0	0	0
	蟹 江 町	15	0	0	0	0	8	5	0	0	2	0
	飛 島 村	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	阿 久 比 町	43	0	0	0	0	39	4	0	0	0	0
	東 浦 町	106	0	0	0	0	91	9	1	0	4	1
	南 知 多 町	20	0	0	0	0	17	2	0	0	1	0
	美 浜 町	14	0	0	0	0	11	1	0	0	2	0
	武 豊 町	22	0	0	1	0	17	3	1	0	0	0
	小 計	3,390	0	0	18	6	2,612	400	205	0	146	3

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			視 覚	聴 覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢 体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓
							人工 透析	免疫 抑制等				
西三河管内	岡 崎 市	523	0	0	1	33	343	24	100	0	22	0
	碧 南 市	172	0	0	0	0	140	18	8	0	6	0
	刈 谷 市	252	0	0	0	0	194	29	15	0	14	0
	豊 田 市	938	0	1	1	0	816	77	6	0	36	1
	安 城 市	201	0	0	0	0	118	48	23	0	11	1
	西 尾 市	360	0	0	0	0	280	33	30	0	17	0
	知 立 市	119	0	0	0	0	99	7	9	0	4	0
	高 浜 市	67	0	2	0	0	50	8	4	0	3	0
	み よ し 市	54	0	0	0	1	46	5	1	0	1	0
	幸 田 町	62	0	0	0	4	36	9	9	0	4	0
	小 計	2,748	0	3	2	38	2,122	258	205	0	118	2
東三河管内	豊 橋 市	174	0	0	6	2	113	29	0	0	20	4
	豊 川 市	42	0	0	0	0	19	16	0	0	7	0
	蒲 郡 市	172	0	0	0	0	152	10	0	0	10	0
	新 城 市	31	0	1	2	0	21	6	0	0	1	0
	田 原 市	10	0	1	0	0	4	4	0	0	1	0
	設 楽 町	5	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0
	東 栄 町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	豊 根 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	435	0	2	8	2	313	67	0	0	39	4
合 計		6,573	0	5	28	46	5,047	725	410	0	303	9
構成比 %			0	0	0.4	0.7	76.8	11.0	6.2	0	4.6	0.1

[第4表] 2020年度 補装具判定件数（市町村別）

（件）

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			義手	義足	装具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電 動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その 他
中央児童・ 障害者相談セン ター 管内	一 宮 市	249	3	22	102	16	57	40	9	0	0	0
	瀬 戸 市	84	0	10	30	12	11	15	5	1	0	0
	半 田 市	75	0	3	41	4	20	6	1	0	0	0
	春 日 井 市	219	0	8	76	11	81	35	6	1	0	0
	津 島 市	49	0	4	18	4	10	11	1	1	0	0
	犬 山 市	51	0	1	23	6	8	11	1	1	0	0
	常 滑 市	30	0	2	10	0	11	1	6	0	0	0
	江 南 市	62	0	9	18	2	18	10	4	0	1	0
	小 牧 市	99	1	10	41	7	16	20	4	0	0	0
	稲 沢 市	73	0	10	19	2	30	7	4	0	1	0
	東 海 市	42	0	3	11	5	11	12	0	0	0	0
	大 府 市	45	0	4	12	1	25	0	3	0	0	0
	知 多 市	42	0	6	17	1	12	3	1	2	0	0
	尾 張 旭 市	39	0	2	12	3	8	9	5	0	0	0
	岩 倉 市	36	0	3	17	3	3	7	3	0	0	0
	豊 明 市	25	0	0	8	1	12	3	0	0	1	0
	日 進 市	32	1	2	12	1	7	6	1	2	0	0
	愛 西 市	39	0	4	16	1	11	4	3	0	0	0
	清 須 市	36	2	3	5	2	18	6	0	0	0	0
	北名古屋市	50	0	2	21	3	14	10	0	0	0	0
	弥 富 市	6	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0
	あ ま 市	48	0	7	12	4	13	9	3	0	0	0
	長 久 手 市	30	0	1	15	3	6	3	2	0	0	0
	東 郷 町	23	0	0	7	2	9	3	2	0	0	0
	豊 山 町	6	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0
	大 口 町	18	0	0	17	0	1	0	0	0	0	0
	扶 桑 町	19	0	0	15	0	1	1	2	0	0	0
	大 治 町	9	0	1	3	0	2	3	0	0	0	0
	蟹 江 町	8	0	3	0	0	1	0	1	1	2	0
	飛 島 村	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	阿 久 比 町	18	0	0	11	0	2	1	4	0	0	0
	東 浦 町	37	0	3	14	0	14	2	2	2	0	0
	南 知 多 町	13	0	2	4	0	6	1	0	0	0	0
	美 浜 町	12	0	1	3	1	1	3	3	0	0	0
	武 豊 町	13	0	5	5	0	3	0	0	0	0	0
	小 計	1,639	7	133	618	96	449	244	76	11	5	0

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			義 手	義 足	装 具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電 動 車椅子	意思 伝達 装置	特 例	そ の 他
西三河管内	岡 崎 市	167	1	13	43	10	66	26	6	2	0	0
	碧 南 市	18	0	3	4	3	4	2	2	0	0	0
	刈 谷 市	57	1	3	17	4	18	7	7	0	0	0
	豊 田 市	189	2	19	44	11	76	20	16	1	0	0
	安 城 市	59	0	4	17	1	27	5	5	0	0	0
	西 尾 市	60	0	5	22	2	24	5	2	0	0	0
	知 立 市	25	0	2	6	3	10	4	0	0	0	0
	高 浜 市	12	0	0	9	1	2	0	0	0	0	0
	み よ し 市	8	0	0	3	0	4	0	1	0	0	0
	幸 田 町	15	0	1	4	1	6	2	1	0	0	0
	小 計	610	4	50	169	36	237	71	40	3	0	0
東三河管内	豊 橋 市	259	0	33	102	15	50	44	11	2	2	0
	豊 川 市	107	1	11	50	5	18	11	9	2	0	0
	蒲 郡 市	56	0	5	23	1	8	11	8	0	0	0
	新 城 市	40	0	5	17	1	8	8	1	0	0	0
	田 原 市	32	0	6	4	4	9	4	3	0	2	0
	設 楽 町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	東 栄 町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	豊 根 村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	小 計	498	1	60	198	26	94	78	32	4	5	0
合 計		2,747	12	243	985	158	780	393	148	18	10	0
構成比 %			0.4	8.8	35.9	5.8	28.4	14.3	5.4	0.6	0.4	0

[第5表] 2020年度 知的障害者相談件数（市町村別）

（件）

区 分		相 談 実件数	相 談 内 容								
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一 宮 市	372	0	0	2	0	15	0	350	7	374
	瀬 戸 市	85	0	0	4	0	6	0	78	0	88
	半 田 市	116	0	0	2	0	6	0	109	0	117
	春 日 井 市	271	0	0	6	0	21	0	251	3	281
	津 島 市	63	0	0	1	0	7	0	54	1	63
	犬 山 市	48	0	0	0	0	2	0	48	0	50
	常 滑 市	47	0	0	0	0	2	0	44	1	47
	江 南 市	79	0	0	0	0	4	0	73	2	79
	小 牧 市	169	0	0	5	0	15	0	153	1	174
	稲 沢 市	154	0	0	0	0	5	0	150	2	157
	東 海 市	101	0	0	5	0	1	0	96	0	102
	大 府 市	69	0	0	1	0	2	0	67	0	70
	知 多 市	52	0	0	0	0	1	0	51	1	53
	尾 張 旭 市	82	0	0	3	0	7	0	70	3	83
	岩 倉 市	36	0	0	0	0	1	0	35	0	36
	豊 明 市	50	0	0	1	0	2	0	47	0	50
	日 進 市	43	0	0	2	0	0	0	41	0	43
	愛 西 市	56	0	0	0	0	3	0	54	0	57
	清 須 市	40	0	0	0	0	2	0	38	0	40
	北名古屋市	65	0	0	1	0	4	0	60	2	67
	弥 富 市	43	0	0	1	0	2	0	40	0	43
	あ ま 市	62	0	0	1	0	1	0	59	1	62
	長 久 手 市	24	0	0	0	0	2	0	22	0	24
	東 郷 町	32	0	0	0	0	0	0	31	1	32
	豊 山 町	9	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	大 口 町	16	0	0	0	0	1	0	15	0	16
	扶 桑 町	26	0	0	1	0	3	0	22	0	26
	大 治 町	30	0	0	0	0	1	0	29	0	30
	蟹 江 町	32	0	0	0	0	0	0	32	0	32
	飛 島 村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	阿 久 比 町	20	0	0	0	0	1	0	19	0	20
	東 浦 町	44	0	0	0	0	2	0	42	0	44
	南 知 多 町	13	0	0	0	0	0	0	11	2	13
美 浜 町	13	0	0	0	0	1	0	12	0	13	
武 豊 町	41	0	0	0	0	2	0	39	0	41	
小 計		2,404	0	0	36	0	122	0	2,252	27	2,437

(続き)

(件)

区 分		相 談 実件数	相 談 内 容								
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
西 三 河 管 内	岡 崎 市	337	0	0	2	0	16	0	314	11	343
	碧 南 市	69	0	0	5	0	1	0	61	3	70
	刈 谷 市	101	0	0	2	0	4	0	90	5	101
	豊 田 市	398	0	0	9	0	16	0	359	16	400
	安 城 市	174	0	0	3	0	5	0	151	18	177
	西 尾 市	141	0	0	2	0	6	0	128	6	142
	知 立 市	53	0	0	2	0	1	0	49	1	53
	高 浜 市	54	0	0	4	0	4	0	44	4	56
	み よ し 市	39	0	0	0	0	0	0	38	2	40
	幸 田 町	37	0	0	0	0	0	0	37	0	37
	小 計	1,403	0	0	29	0	53	0	1,271	66	1,419
東 三 河 管 内	豊 橋 市	407	0	0	15	0	24	0	362	6	407
	豊 川 市	189	0	0	1	0	9	0	179	0	189
	蒲 郡 市	97	0	0	0	0	5	0	92	0	97
	新 城 市	55	0	0	1	0	0	0	54	0	55
	田 原 市	58	0	0	2	0	8	0	48	0	58
	設 楽 町	9	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	東 栄 町	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	豊 根 村	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	小 計	821	0	0	19	0	47	0	749	6	821
合 計		4,628	0	0	84	0	222	0	4,272	99	4,677
構成比 %			0	0	1.8	0	4.7	0	91.3	2.1	

[第6表] 2020年度 知的障害者判定件数（市町村別）

（件）

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	17	333	0	0	350
	瀬戸市	7	75	0	0	82
	半田市	8	105	0	0	113
	春日井市	24	244	0	0	268
	津島市	9	53	0	0	62
	犬山市	3	46	0	0	49
	常滑市	3	42	0	0	45
	江南市	7	69	0	0	76
	小牧市	15	141	0	0	156
	稲沢市	4	142	0	0	146
	東海市	3	89	0	0	92
	大府市	5	62	0	0	67
	知多市	1	42	0	0	43
	尾張旭市	11	72	0	0	83
	岩倉市	1	31	0	0	32
	豊明市	6	45	0	0	51
	日進市	2	40	0	0	42
	愛西市	2	52	0	0	54
	清須市	2	34	0	0	36
	北名古屋市	5	59	0	0	64
	弥富市	6	38	0	0	44
	あま市	2	54	0	0	56
	長久手市	2	22	0	0	24
	東郷町	0	29	0	0	29
	豊山町	0	7	0	0	7
	大口町	1	15	0	0	16
	扶桑町	5	21	0	0	26
	大治町	1	25	0	0	26
	蟹江町	0	30	0	0	30
	飛島村	0	1	0	0	1
	阿久比町	1	18	0	0	19
	東浦町	4	39	0	0	43
	南知多町	0	13	0	0	13
	美浜町	1	11	0	0	12
	武豊町	3	33	0	0	36
	小 計	161	2,132	0	0	2,293

(続き)

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
西三河管内	岡 崎 市	21	300	0	0	321
	碧 南 市	2	65	0	0	67
	刈 谷 市	6	92	0	0	98
	豊 田 市	19	354	0	0	373
	安 城 市	5	163	0	0	168
	西 尾 市	6	132	0	0	138
	知 立 市	1	47	0	0	48
	高 浜 市	4	47	0	0	51
	み よ し 市	0	39	0	0	39
	幸 田 町	2	34	0	0	36
	小 計	66	1,273	0	0	1,339
東三河管内	豊 橋 市	32	341	0	0	373
	豊 川 市	11	168	0	0	179
	蒲 郡 市	8	80	0	0	88
	新 城 市	2	49	0	0	51
	田 原 市	9	43	0	0	52
	設 楽 町	0	9	0	0	9
	東 栄 町	0	4	0	0	4
	豊 根 村	1	1	0	0	2
	小 計	63	695	0	0	758
合 計		290	4,100	0	0	4,390
構成比 %		6.6	93.4	0	0	

[第7表] 2020年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

（件）

区 分		療育手帳			年金等 診断書	その他	計
		新 規	再判定	再交付			
中央児童・ 障害者相談セン ター管内	一 宮 市	14	276	24	14	61	389
	瀬 戸 市	2	63	7	6	14	92
	半 田 市	6	78	6	6	25	121
	春 日 井 市	14	180	15	18	68	295
	津 島 市	6	39	3	5	13	66
	犬 山 市	4	36	2	1	8	51
	常 滑 市	3	32	4	2	8	49
	江 南 市	8	54	6	4	13	85
	小 牧 市	9	105	18	12	35	179
	稲 沢 市	9	112	8	4	27	160
	東 海 市	7	68	11	1	20	107
	大 府 市	5	51	6	2	9	73
	知 多 市	1	32	10	0	11	54
	尾 張 旭 市	4	54	4	7	16	85
	岩 倉 市	1	26	4	1	9	41
	豊 明 市	3	35	3	2	10	53
	日 進 市	5	29	3	0	12	49
	愛 西 市	1	45	2	1	9	58
	清 須 市	2	29	4	2	7	44
	北 名 古 屋 市	8	38	4	4	18	72
	弥 富 市	5	27	3	2	14	51
	あ ま 市	4	41	8	1	16	70
	長 久 手 市	0	20	0	2	4	26
	東 郷 町	0	26	3	0	8	37
	豊 山 町	0	5	2	0	2	9
	大 口 町	1	14	0	0	3	19
	扶 桑 町	2	16	2	0	6	29
	大 治 町	0	24	4	0	6	35
	蟹 江 町	1	22	2	0	6	31
	飛 島 村	0	1	0	0	0	1
	阿 久 比 町	0	15	1	0	4	21
	東 浦 町	4	31	3	0	6	46
	南 知 多 町	2	9	0	0	3	14
	美 浜 町	0	11	1	0	1	14
	武 豊 町	2	29	6	0	5	44
	小 計	133	1,673	179	108	477	2,570

(続き)

(件)

区 分		療育手帳			年金等 診断書	その他	計
		新 規	再判定	再交付			
西三河管内	岡 崎 市	10	247	27	16	40	340
	碧 南 市	4	44	6	1	15	70
	刈 谷 市	3	75	5	4	14	101
	豊 田 市	10	273	26	16	74	399
	安 城 市	11	112	9	4	41	177
	西 尾 市	3	115	5	5	19	147
	知 立 市	1	40	5	1	6	53
	高 浜 市	2	33	4	4	13	56
	み よ し 市	0	31	1	0	7	39
	幸 田 町	4	23	3	0	8	38
	小 計	48	993	91	51	237	1,420
東三河管内	豊 橋 市	15	225	33	23	102	398
	豊 川 市	6	130	9	10	33	188
	蒲 郡 市	6	61	8	5	14	94
	新 城 市	3	28	4	0	18	53
	田 原 市	1	34	6	8	8	57
	設 楽 町	0	9	0	0	0	9
	東 栄 町	0	4	0	0	0	4
	豊 根 村	0	1	0	1	0	2
	小 計	31	492	60	47	175	805
合 計		212	3,158	330	206	889	4,795
構成比 %		4.4	65.9	6.9	4.3	18.5	

2022 年 1 月発行

編集発行 愛知県中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

